

平成20年度 地域情報プラットフォーム推進事業(地域活性化分野:子育て支援)

**別冊:課題と解決策**

**課題と解決策の検討内容および根拠法令集**

平成21年3月27日

安川情報システム株式会社

## 目次

<b>1 運用面の課題と解決策</b> .....	1
1. 1 ITを活用した情報提供・サービスの充実による「生活しやすい環境づくり」 .....	1
1. 1. 1 課題No.1-1 .....	1
1. 1. 2 課題No.4-1 .....	2
1. 1. 3 課題No.4-4 .....	3
1. 1. 4 課題No.5-1 .....	4
1. 1. 5 課題No.6-1 .....	5
1. 1. 6 課題No.7-1 .....	6
1. 1. 7 課題No.8-1 .....	7
1. 1. 8 課題No.9-1 .....	8
1. 2 中小企業のIT化支援や新ICTサービスの創出による「地域産業の活性化」 .....	9
1. 2. 1 課題No.11-1 .....	9
1. 2. 2 課題No.12-1 .....	10
1. 2. 3 課題No.13-1 .....	11
1. 3 市民の利便性を向上させる「電子自治体の推進」 .....	12
1. 3. 1 課題No.16-1 .....	12
1. 3. 2 課題No.17-1 .....	13
1. 3. 3 課題No.18-1 .....	14
1. 4 他地域への展開 .....	15
1. 4. 1 課題No.20-1 .....	15
<b>2 制度面の課題と解決策</b> .....	18
2. 1 ITを活用した情報提供・サービスの充実による「生活しやすい環境づくり」 .....	18
2. 1. 1 課題No.1-1 .....	18
2. 1. 2 課題No.4-1 .....	22
2. 1. 3 課題No.4-2 .....	26
2. 1. 4 課題No.4-3 .....	32
2. 1. 5 課題No.4-4 .....	35
2. 1. 6 課題No.5-1 .....	37
2. 1. 7 課題No.6-1 .....	41
2. 1. 8 課題No.8-1 .....	44
2. 2 中小企業のIT化支援や新ICTサービスの創出による「地域産業の活性化」 .....	45
2. 2. 1 課題No.11-1 .....	45
<b>3 根拠法令集</b> .....	47
3. 1 課題No.1-1 の根拠法令 .....	47
3. 2 課題No.4-2 の根拠法令 .....	53
3. 3 課題No.4-2 「特定公共サービス」 .....	56
3. 4 課題No.6-1 根拠法令 .....	61
3. 5 申請・届出の根拠法令等 .....	64

## 1 運用面の課題と解決策

## 1. 1 ITを活用した情報提供・サービスの充実による「生活しやすい環境づくり」

## 1. 1. 1 課題No.1-1

実現案	利用者の属性に応じた情報提供を行う（Push型情報提供サービス）
課題 No.	1-1
区分	運用
課題	利用者から取得した個人情報を適切に管理及び利用するために、個人情報保護法に則った運用が必要となる。 なお利用者から取得する情報の中には、利用者自らポータル運営者の目的に合意して登録する情報のほか、サービスを活用した実績として蓄積される副次的情報もあり、その両面から課題検討を行う。

検討内容	<p>「利用者が自ら登録する属性情報」の利用目的には、以下の3つがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ポータル事業者のユーザ管理情報としての利用</li> <li>(2) 利用者にプッシュする情報を選定するための利用</li> <li>(3) サービス提供者へのマーケティング（統計）情報としての活用</li> </ul> <p>いずれも利用者が自ら属性情報を入力する「属性情報登録画面」に利用目的を明記する必要がある。</p> <p>また、上記の属性情報以外にも「利用者が個々のサービス利用時点で入力する情報」についても、より高度なサービス実現のために利用することがあるので、そのような利用の可能性があることを利用者に分かるようにしておくことに加え、当然その目的を明記しておく必要がある。</p> <p>「利用者が個々のサービス利用時点で入力する情報」の利用目的にも、以下の2つのものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 利用者にプッシュする情報を選定するための利用</li> <li>(2) サービス提供者へのマーケティング（統計）情報としての活用</li> </ul> <p>なお、“個々のサービス利用時点で入力する情報”には、利用者が入力する「データ」のほかにも、ポータル上にある情報やサービスをクリックした情報など、利用者の「ふるまい」を利用するケースがある。</p> <p>ただし、これらの個人情報及び個人情報に付帯する属性情報（あるいは入力データやふるまいデータ）はどの利用目的で使われるケースであっても、ポータルシステムが機械的に処理する仕組みとして構築するためポータル事業者に従事するものが日々の運用上照会できるものではなく、またサービス提供者へのマーケティング（統計）情報として活用するケースでも、帰納的かつ機械的に集計、分類、分析した結果のみを提供する仕組みとするため、個人が判別できるような情報は一切渡らないようにすることができる。</p>
検討結果（解決策）	<p>「個人情報の取り扱いについて」は、上記記載の内容をベースにした「利用目的」を常に参照可能な形で運営側ページとして用意するとともに、本ポータルシステムの構造では、その目的に沿った利用において、個人情報が漏洩することがないことを付記することとする。</p>

## 1. 1. 2 課題No.4-1

実現案	官民の複数の手続をワンストップで提供する（ワンストップサービス）
課題 No.	4-1
区分	運用
課題	制度上電子申請が認められないケースやサービス提供者側ニーズで対面の必要性があり、あえて従来型のサービス運用部分を残すサービスの場合、利用者には電子化されていない理由が伝わらないケースがあり、クレームにならないようその理由を伝える運用を考慮する必要がある。

検討内容	<p>本ポータルでは、利用者の利便性追及の観点から電子的ワンストップを目指しており、原則としてすべてのサービスに関して電子申請を可能とし、かつ対面による本人確認を必要としない運用を追及していくこととするが、以下の 2 つのケースでは、あえて従来型の運用を残さざるを得ないサービスも常に存在すると考えられる。</p> <p>ケース 1：制度上、電子申請が認められていないケース  ケース 2：サービス提供者側のニーズで対面機会を必要とするケース</p> <p>さらにケース 2 には、以下の 2 パターンが存在する。</p> <p>パターン 1：申請手続時点から対面機会を必要とするケース  例) 対面による細やかな申請条件説明や記入要領説明を必要とするような場合で窓口説明とともに申請書を手渡ししたいケース（あるいは対面の結果で渡さないことがあるケース）</p> <p>パターン 2：電子申請は行わせるが、その後工程で対面機会を必要とするケース  例) 電子申請は可能とするが、その後工程で提供者理由による厳密な本人確認や対面による審査、説明などを必要とするケース</p> <p>本ポータルから情報提供、サービス提供するコンテンツの中には、上記のようなケースに該当するサービスも含まれることになるが、何も利用者へ説明をしないで対面を必要とするようなサービスを提供すると、利用者からクレームが寄せられることも懸念される。</p> <p>したがって、このようなクレームを未然に抑止するために、サービス提供者には上記のようなケースに該当するような手続を持つサービスを、本ポータルを通じて情報提供、サービス提供する場合は、その理由も付記していただくようガイドするとともに、「サービス利用上のご注意」というページを、常に参照可能な形で運営側ページとして用意し、その中で上記に該当するようなサービスについてはあえて従来型のサービス運用を残していることを明記する必要がある。</p>
検討結果 (解決策)	<p>上記検討内容から、以下の対応をとることとする。</p> <p>サービス提供者へのガイドライン：  制度上あるいは提供者理由で電子化をあえてしていない運用部分があるサービスをポータルから情報提供、サービス提供する場合は、利用者へその理由が伝わるような方法を考慮いただくようお願いする。</p> <p>運営側ページでの説明：  「サービス利用上のご注意」というページを用意し、原則としては全てのサービスの電子的ワンストップを目指しているが、上記のようなケースで従来型運用が残っているサービスがあることを但し書きすることとする。</p>

## 1. 1. 3 課題No.4-4

実現案	官民の複数の手続をワンストップで提供する（ワンストップサービス）
課題 No.	4-4
区分	運用
課題	「到達」とするために、サービス提供者側で処理が必要な手続きの場合は、到達が翌日以降になる場合がある旨を、利用者に伝える仕組みを提供する必要がある。

検討内容	<p>行政手続においては、申請・届出あるいは通知等の文書の送付に関し、文書の相手方への到達の時期を起点とした法律上の効果が定められているものがあり、オンラインによる文書の送付についても、到達時期の確定が必要となるケースがある。したがってポータルへオンラインで申請や届出を行った場合でもタイミングによっては行政機関への「到達」が翌就業日となる場合があり（ポータルに送信したタイミングではなく、行政機関に届いたことが確認されたタイミングが「到達」となるため）、そのようなケースがあることを利用者に伝える必要がある。</p> <p>その上で、行政機関としては、到達時点を明確にすべき手続を本ポータルから提供する際には、どの時点で「到達」となるのかを利用者に伝えておくことが重要となり、かつ、そのような手続の場合は、「到達」を利用者へお知らせするようなシステム上の仕組みを用意することが必要となる。</p>
検討結果 (解決策)	<p>上記検討内容から、以下の対応をとることとする。</p> <p>サービス提供者（行政機関）へのガイドライン： 法令等で「到達」の時期を明確にしておく必要のある手続をポータルからオンラインで提供する場合は、サービス提供の際に、「到達」時期が翌就業日となる場合があることを利用者に伝わるように考慮いただくようガイドする。 また、そのような手続の場合は、「到達」を利用者へお知らせするような仕組みをシステムに用意するようガイドする。</p> <p>運営側ページでの説明： 「サービス利用上のご注意」というページを用意し、オンラインによる行政手続の中で「正式な到達日」が処理のタイミングによっては翌就業日となる場合があることを但し書きする。</p>

## 1. 1. 4 課題No.5-1

実現案	申請・届出に必要な添付書類を省略する
課題 No.	5-1
区分	運用
課題	添付書類（あるいはそれに変わる情報参照）を該当申請書と合致（あるいは連携）させ、処理する仕組みを検討する。 例) ①添付書類郵送時の該当申請書との合致確認等の運用の検討 ②他団体で管理する情報を参照可能とするような仕組みの検討

検討内容	<p>申請・届出時に添付書類を必要とするようなサービスの場合には、以下の2つの方式を可能とする必要がある。</p> <p>① 本ポータルを介して電子申請した後に「添付書類を郵送させる方式」 ② 法令・条例等の見直しを行い「本ポータルを介した他機関との連携による情報参照で解決する方式」</p> <p>①の場合は、申請・届出の提出（オンライン）と添付書類（郵送等）の受け取りタイミングが非同期となるため、サービス提供者に添付書類が届いた時点でオンラインからの申請と合致させて後続の処理を進める必要があり、②の場合は、同期させた処理となるため合致の問題はないが、システムの機能としてネットワークを介して他の団体で管理する情報への参照機能が必要となる。</p>
検討結果 (解決策)	<p>上記検討内容から、以下の対応をとることとする。</p> <p>サービス提供者へのガイドライン： 「添付書類を郵送させる方式」の場合は電子申請が届いた時点では正式な受理ができず、添付書類の到着確認後に受理となるため、サービス提供の際には、受理のタイミングが添付書類の到着確認後となることを利用者に伝わるように考慮頂くようガイドする。 なお添付書類と該当申請書（オンライン）との合致確認の運用については、本ポータル運営側では一義的に取り決められないため、各サービス提供者に委ねることとする。</p> <p>システム機能の実装： 「本ポータルを介した他機関との連携による情報参照で解決する方式」を取る場合に備えて、システム機能として「サービス提供者間の情報連携サービス」の機能を準備し、他の団体で管理する情報への参照を可能にすることとする。</p>

## 1. 1. 5 課題No.6-1

実現案	利用者が信頼できる運営者がポータルを運営する。
課題 No.	6-1
区分	運用
課題	利用者の信頼を得るための必要な資格の取得、利用者へのアピール方法を検討する。 例) ①プライバシーマークの取得 ②ISMS の取得 ③個人情報管理・ポータル運用方針の策定・公開 等

検討内容	<p>運営主体が信頼ある組織であることが大前提であるが、その上で以下のような対応を取り、利用者やサービス提供者に広くアピールすることが必要となる。</p> <p>プライバシーマークの取得： プライバシーマークは日本情報処理開発協会(以下、JIPDEC という)が管理する、個人情報取り扱いに関する認定制度であり、個人情報について JIPDEC の定める基準を満たして適正に管理していると認定されれば、使用許諾を得ることができる。 なお本ポータルの運営者としては、この認定取得は必須である。</p> <p>ISMS の取得： ISMS とは「個別の問題毎の技術対策の他に、組織のマネジメントとして、自らのリスク評価により必要なセキュリティレベルを決め、プランを持ち、資源配分して、システムを運用すること」である。これも同じく JIPDEC が企業の ISMS が ISO/IEC 17799 に準拠していること を認証する「ISMS 適合性評価制度」を運用している。 こちらの資格もできれば認定取得することが望ましい。</p> <p>個人情報管理方針、ポータル運用方針の策定と公開用ページによる方針公開： 上記資格の認定取得を通じて明文化する個人情報管理方針、ポータル運用方針については、それぞれ「個人情報の取り扱いについて」、「本ポータルの運用方針について」という、常に参照可能な形で運営側ページとして公開し、上記の資格取得と併せてサイト上でアピールすることが必要となる。</p>
検討結果 (解決策)	<p>上記検討内容から、以下の対応をとることとする。</p> <p>プライバシーマークの取得： 取得必須とする。</p> <p>ISMS の取得： 取得が望ましい。</p> <p>個人情報管理方針（規定）、ポータル運用方針（規定）の策定： 策定必須とする。</p> <p>運営側ページでの説明： 「個人情報の取り扱いについて」、「本ポータルの運用方針について」というページを公開し、利用者が安心して利用できるよう運用していることをアピールする。</p>

## 1. 1. 6 課題No.7-1

実現案	サービス提供者を審査する仕組みを確立する。
課題 No.	7-1
区分	運用
課題	運営者によるサービス提供者の認定基準や提供するサービス内容・情報の安全性を確保する運用を検討する。

検討内容	本ポータルの利用者に安心してサービスを受け続けてもらうためには、適切な審査を経て認定されたサービス提供者に信頼あるサービスを提供する義務を負わせるとともに、ポータル運営側として運用面において監視体制を構築し、日々その監視にあたる必要がある。
検討結果 (解決策)	<p>上記検討内容から、以下の対応をとることとする。</p> <p>審査について：</p> <p>事業主及びその所在が明確であるか？過去に不祥事などの発生はないか？事業内容が認定基準に反する恐れはないか？本ポータルから提供予定の情報・サービスが認定基準に反する恐れはないか？などを契約時にチェックする。</p> <p>注) 具体的には以下のようなものに抵触する恐れがないかを認定基準を設け、審査する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己以外の者の著作権、商標権等の知的財産権侵害</li> <li>・自己以外の者の財産、プライバシー又は肖像権侵害</li> <li>・自己以外の者を差別又は誹謗中傷又はその名誉若しくは信用毀損</li> <li>・犯罪に結びつく、又は結びつく恐れ</li> <li>・わいせつ又は幼児虐待等にあたる画像、文書等の送信又は表示</li> <li>・コンピュータウイルスなど有害なコンピュータプログラム等の送信に繋がる恐れ</li> <li>・自己以外の者のサービス又はサービスの利用又は運営に支障を与える恐れ</li> <li>・その他法令若しくは公序良俗に違反し、若しくは他者に不利益を与える恐れ</li> <li>・上記いずれかに該当する行為が見られるデータ、情報、サービス等へのリンク 等</li> </ul> <p>監視について：</p> <p>監視については、ポータル事業者自ら監視する方法、利用者またはサービス事業者からの指摘による方法の概ね2つの形態が存在するが、両社を組み合わせた監視が有効であり、その前提に基づいた監視運用を実施することとする。</p> <p>ポータル事業者自ら監視する方法：</p> <p>目視及び任意サービス抽出等によるサイト監視を実施し、違反情報やサービスについては、適確な対応（削除、注意・警告、経過確認や即時サービス停止・解約など）を速やかに行うこととする。</p> <p>利用者またはサービス事業者からの指摘による方法：規則違反あるいはその恐れのある情報やサービスを利用者やサービス提供者が発見した場合に投稿してもらい、調査の上、違反と認められた場合に上記と同様の適確な対応を速やかに行うこととする。</p> <p>サービス停止・解約について：</p> <p>サービス規約には規則違反の範囲を記述し、それに違反した場合はポータル運営者側のみの裁量で強制的にサービス停止・解約が行えることを明記する。</p>

## 1. 1. 7 課題No.8-1

実現案	利用者本人の認証を確実に行う
課題 No.	8-1
区分	運用
課題	本人確認を確実に行う運用を検討する必要がある。

検討内容	<p>現在、内閣官房 IT 担当室により、「電子政府ガイドライン作成検討会」を開催している。</p> <p>この検討会は、オンライン利用拡大行動計画（平成 20 年 9 月 12 日 IT 戦略本部決定）に基づいて、セキュリティとユーザビリティについて政府横断的なガイドラインを策定するとしている。</p> <p>したがって将来モデルの本人確認については、その結果取りまとめられるガイドラインに沿った本人認証の仕組みを踏襲することとし、本ポータルのみによる本人認証を目指す。これまでの間（次期モデル）は、ID/パスワードによる本人確認に留まるため、制度上、あるいはサービス提供者都合上による対面での本人確認を必要とするサービスについては、従来通りの運用を全面的に（あるいは部分的に）残す必要がある。</p> <p>なお本人確認のパターンがいくつか整理できることから、そのパターン毎のサービス実施上の考慮点をサービス提供者にガイドし、本人確認の方式や理由が利用者にとっても分かりやすいものになるような運用が必要となる。</p>
検討結果 （解決策）	<p>以下に次期モデル（ID/パスワードによる運用）時の本人確認パターンとパターン毎のサービス提供者の考慮点を示す。</p> <p>サービス提供者へのガイドライン：</p> <p>①ID/パスワードのみによる本人確認のパターン 本人であることは自己申告であるため、本人確認がポータル事業者を含む第三者によって一切なされていないとの前提にたってサービス提供してもらおう。</p> <p>②制度上、対面による本人確認を必要とするパターン 申請時点からでも、あるいはオンライン申請を受け付けた後であっても、制度上の理由で対面による本人確認が必要となる場合は、当該サービスをポータルから情報提供、サービス提供する際に、利用者へその理由が伝わるような方法を取ってもらおう。</p> <p>③サービス提供者理由で、対面による本人確認を必要とするパターン 申請時点からでも、あるいはオンライン申請を受け付けた後であっても、サービス提供者理由で対面による本人確認が必要となる場合は、当該サービスをポータルから情報提供、サービス提供する際に、利用者へその理由が伝わるような方法を取ってもらおう。</p> <p>運営側ページでの説明： 「サービス利用上のご注意」というページを用意し、原則としては全てのサービスの電子的ワンストップを目指しているが、上記のようなケースで従来型運用が残っているサービスがあることを但し書きすることとする。</p>

## 1. 1. 8 課題No.9-1

実現案	24 時間 365 日、サービスを提供する
課題 No.	9-1
区分	運用
課題	システムの冗長化と運用の両面で 24 時間 365 日ノンストップのサービス提供を実現できる体制を検討する。
検討内容	24 時間 365 日ノンストップのサービスを提供するためには、システムの冗長化と運用の組み合わせで解決する必要があるが、冗長化すべき箇所は、運用負荷とのトレードオフにて判断する必要がある。
検討結果 (解決策)	運用サービス要件を整理しながら、冗長化や予備機運用の検討、バックアップリカバリー方案の検討、機器毎の保守サービス時間帯の検討などを実施し、24 時間 365 日運用が実現できる構成と運用サービス体制を決定する。

## 1. 2 中小企業のIT化支援や新ICTサービスの創出による「地域産業の活性化」

## 1. 2. 1 課題No.11-1

実現案	団体間で電子的な情報連携を行う（サービス提供者間の情報連携）
課題 No.	11-1
区分	運用
課題	利用者からの申請等の際し、ポータルと契約済みの他のサービス提供者が持つ情報と系統的に連携させ、処理する仕組みを検討する。

検討内容	<p>本ポータルを介して、サービス提供者間で情報のやりとりを行うサービス機能をシステムに実装する必要がある。</p> <p>この「サービス提供者間の情報連携サービス」は、個々のサービス利用者の了解を得ることなく、サービス提供者間でやりとりして良いケースは特に問題ないが、サービス利用者からのオンライン手続をトリガーに情報連携するケースは、その手続の性格によっては、事前に利用者の了解を得たり、事後にその事実が利用者本人に判るようにする必要もあることも想定されるため、併せてその考慮も必要となる。例えば、現状では市民が自治体に「出生届」を提出する際には、医療機関発行の「出生証明書」が必要となるが、本ポータルから「出生届」をオンラインで提出する場合、「サービス提供者間の情報連携サービス」を利用して、市民を介さずに自治体と医療機関が本ポータルを介して、オンラインでやりとりすることができるようになる。</p> <p>その際、「出生届」の入力画面で、医療機関からオンラインで「出生証明書」を入手することの合意の入力を実施させ、事後には、医療機関から「出生証明書」を、ポータルを介して自治体が入手したという「ログ」を確認できるようにする。</p>
検討結果 (解決策)	<p>上記検討内容から、以下の対応をとることとする。</p> <p>システム機能の実装：  「本ポータルを介した他機関との連携による情報参照で解決する方式」を取る場合に備えて、システム機能として「サービス提供者間の情報連携サービス」の機能を準備し、他の団体で管理する情報への参照を可能にすることとする。  併せて、利用者からの申請等をトリガーにする場合は、情報連携の合意を画面で入力させるほか、事後には情報連携の実績ログを本人が確認できる機能を実装する。</p>

## 1. 2. 2 課題No.12-1

実現案	民間企業内で管理する情報をポータルと連携することにより、利用者に情報を提供する（コンテンツ連携サービス）
課題 No.	12-1
区分	運用
課題	サービス提供者が持つ各種コンテンツを本ポータルと系統的に連携させ、利用者へ提供する仕組みを検討する。

検討内容	<p>サービス提供者が持つ各種コンテンツを本ポータルへ容易に登録でき、かつ本ポータルを介して希望する属性の利用者へ自動的に配信してくれるようなサービス機能をシステムに実装する必要がある。</p> <p>ただし、このサービス機能では、サービス提供者の持つ情報を提供者自ら本ポータルに登録し、本ポータルと連携させて利用者へ提供することを系統的（自動的）に実現することになるため、サービス提供者が万一規約違反の恐れのある情報やサービスを登録し、連携させて提供したとした場合も、その発見はどうしても後追いになる。</p> <p>したがって、契約書（サービス規約等）で規約違反があった場合のポータル事業者の裁量を明確にし、ポータル事業者独自の判断で迅速な対応が図れるよう工夫が必要となる。</p> <p>（課題 No.7-1 運用面の検討結果（解決策）参照）</p>
検討結果 （解決策）	<p>上記検討内容から、以下の対応をとることとする。</p> <p>システム機能の実装： システム機能として「コンテンツ登録・連携サービス」の機能を準備し、サービス提供者が持つ各種コンテンツを本ポータルに用意に登録でき、かつ本ポータルを介して希望する属性の利用者へ自動的に配信してくれるようにする。</p> <p>なお、公序良俗に反するコンテンツなどを除外できるようにするため、「7-1 運用面の検討結果（解決策）」で記載の「適確な対応」がポータル事業者側の裁量のみで迅速に行えるよう契約書（サービス規約等）に明記し、運営を図ることとする。</p>

## 1. 2. 3 課題No.13-1

実現案	利用者に提供したい情報を容易に入力できる仕掛けを提供する（コンテンツ登録サービス）
課題 No.	13-1
区分	運用
課題	サービス提供者が持つ各種コンテンツを本ポータルに容易に登録できる仕組みを検討する。

検討内容	<p>サービス提供者が持つ各種コンテンツを本ポータルへ容易に登録でき、かつ本ポータルを介して希望する属性の利用者へ自動的に配信してくれるようなサービス機能をシステムに実装する必要がある。</p> <p>ただし、このサービス機能では、サービス提供者の持つ情報を提供者自ら本ポータルに登録し、本ポータルと連携させて利用者へ提供することをシステムの（自動的）に実現することになるため、サービス提供者が万一規約違反の恐れのある情報やサービスを登録し、連携させて提供したとした場合も、その発見はどうしても後追いになる。</p> <p>したがって、契約書（サービス規約等）で規約違反があった場合のポータル事業者の裁量を明確にし、ポータル事業者独自の判断で迅速な対応が図れるよう工夫が必要となる。</p> <p>（課題 No.7-1 運用面の検討結果（解決策）参照） （以上、課題 No.12-1 と同じ）</p>
検討結果 （解決策）	<p>上記検討内容から、以下の対応をとることとする。</p> <p>システム機能の実装： システム機能として「コンテンツ登録・連携サービス」の機能を準備し、サービス提供者が持つ各種コンテンツを本ポータルに用意に登録でき、かつ本ポータルを介して希望する属性の利用者へ自動的に配信してくれるようにする。</p> <p>なお、公序良俗に反するコンテンツなどを除外できるようにするため、「7-1 運用面の検討結果（解決策）」で記載の「適確な対応」がポータル事業者側の裁量のみで迅速に行えるよう契約書（サービス規約等）に明記し、運営を図ることとする。 （以上、課題 No.12-1 と同じ）</p>

## 1. 3 市民の利便性を向上させる「電子自治体の推進」

## 1. 3. 1 課題No.16-1

実現案	団体間で電子的な情報連携を行う（サービス提供者間の情報連携）
課題 No.	16-1
区分	運用
課題	利用者からの申請等の際し、ポータルと契約済みの他のサービス提供者が持つ情報と系統的に連携させ、処理する仕組みを検討する。

検討内容	<p>本ポータルを介して、サービス提供者間で情報のやりとりを行うサービス機能をシステムに実装する必要がある。</p> <p>この「サービス提供者間の情報連携サービス」は、個々のサービス利用者の了解を得ることなく、サービス提供者間でやりとりして良いケースは特に問題ないが、サービス利用者からのオンライン手続をトリガーに情報連携するケースは、その手続の性格によっては、事前に利用者の了解を得たり、事後にその事実が利用者本人に判るようにする必要があることも想定されるため、併せてその考慮も必要となる。例えば、現状では市民が自治体に「出生届」を提出する際には、医療機関発行の「出生証明書」となるが、本ポータルから「出生届」をオンラインで提出する場合、「サービス提供者間の情報連携サービス」を利用して、市民を介さずに自治体と医療機関が直接的にオンラインでやりとりすることができるようになる。</p> <p>その際、「出生届」の入力画面で、医療機関からオンラインで「出生証明書」を入手することの合意の入力を実施させ、事後には、医療機関から「出生証明書」を直接自治体が入手したという「ログ」を確認できるようにする。 （以上、課題 No.11-1 に同じ）</p>
検討結果 （解決策）	<p>上記検討内容から、以下の対応をとることとする。</p> <p>システム機能の実装： 「本ポータルを介した他機関との連携による情報参照で解決する方式」を取る場合に備えて、システム機能として「サービス提供者間の情報連携サービス」の機能を準備し、他の団体で管理する情報への参照を可能にすることとする。 併せて、利用者からの申請等をトリガーにする場合は、情報連携の合意を画面で入力させるほか、事後には情報連携の実績ログを本人が確認できる機能を実装する。 （以上、課題 No.11-1 に同じ）</p>

## 1. 3. 2 課題No.17-1

実現案	自治体内で管理する情報をポータルと連携することにより、利用者に情報を提供する（コンテンツ連携サービス）
課題 No.	17-1
区分	運用
課題	自治体を持つ各種コンテンツを本ポータルと系統的に連携させ、利用者へ提供する仕組みを検討する。

検討内容	<p>自治体を持つ各種コンテンツを本ポータルへ容易に登録でき、かつ本ポータルを介して希望する属性の利用者へ自動的に配信してくれるようなサービス機能をシステムに実装する必要がある。</p> <p>ただし、このサービス機能では、サービス提供者の持つ情報を提供者自ら本ポータルに登録し、本ポータルと連携させて利用者へ提供することを系統的（自動的）に実現することになるため、自治体の場合はほとんどあり得ないと思われるが、万一規約違反の恐れのある情報やサービスを登録し、連携させて提供したとした場合も、その発見はどうしても後追いになる。</p> <p>したがって、契約書（サービス規約等）で規約違反があった場合のポータル事業者の裁量を明確にし、ポータル事業者独自の判断で迅速な対応が図れるよう工夫が必要となる。</p> <p>（7-1 運用面の検討結果（解決策）参照） （以上、課題 No.12-1 と同じ）</p>
検討結果 （解決策）	<p>上記検討内容から、以下の対応をとることとする。</p> <p>システム機能の実装： システム機能として「コンテンツ登録・連携サービス」の機能を準備し、サービス提供者が持つ各種コンテンツを本ポータルに用意に登録でき、かつ本ポータルを介して希望する属性の利用者へ自動的に配信してくれるようにする。</p> <p>なお、規約に反するコンテンツなどを除外できるようにするため、「7-1 運用面の検討結果（解決策）」で記載の「適確な対応」がポータル事業者側の裁量のみで迅速に行えるよう契約書（サービス規約等）に明記し、運営を図ることとする。</p> <p>（以上、課題 No.12-1 と同じ）</p>

## 1. 3. 3 課題No.18-1

実現案	利用者に提供したい情報を容易に入力できる仕掛けを提供する（コンテンツ登録サービス）
課題 No.	18-1
区分	運用
課題	自治体が持つ各種コンテンツを本ポータルに容易に登録できる仕組みを検討する。

検討内容	<p>自治体が持つ各種コンテンツを本ポータルへ容易に登録でき、かつ本ポータルを介して希望する属性の利用者へ自動的に配信してくれるようなサービス機能をシステムに実装する必要がある。</p> <p>ただし、このサービス機能では、サービス提供者の持つ情報を提供者自ら本ポータルに登録し、本ポータルと連携させて利用者へ提供することをシステムの（自動的）に実現することになるため、自治体の場合はほとんどあり得ないと思われるが、万一規約違反の恐れのある情報やサービスを登録し、連携させて提供したとした場合も、その発見はどうしても後追いになる。</p> <p>したがって、契約書（サービス規約等）で規約違反があった場合のポータル事業者の裁量を明確にし、ポータル事業者独自の判断で迅速な対応が図れるよう工夫が必要となる。</p> <p>（7-1 運用面の検討結果（解決策）参照） （以上、課題 No.17-1 に同じ）</p>
検討結果 （解決策）	<p>上記検討内容から、以下の対応をとることとする。</p> <p>システム機能の実装： システム機能として「コンテンツ登録・連携サービス」の機能を準備し、サービス提供者が持つ各種コンテンツを本ポータルに用意に登録でき、かつ本ポータルを介して希望する属性の利用者へ自動的に配信してくれるようにする。</p> <p>なお、規約に反するコンテンツなどを除外できるようにするため、「7-1 運用面の検討結果（解決策）」で記載の「適確な対応」がポータル事業者側の裁量のみで迅速に行えるよう契約書（サービス規約等）に明記し、運営を図ることとする。</p> <p>（以上、課題 No.17-1 に同じ）</p>

## 1. 4 他地域への展開

## 1. 4. 1 課題No.20-1

実現案	ポータルとサービス提供者間のインタフェースを標準化する
課題 No.	20-1
区分	運用
課題	(1) Push 型情報提供のインタフェースを標準化する。 (2) 申請・届出等サービスのポータルとサービス提供者のインタフェースを標準化する。

検討内容	<p>本ポータルを他地域へ展開していくためには、汎用的なポータルの仕組みが必要となる。 特に、ポータルとサービス提供者間のインタフェースの標準化が重要である。</p> <p>(1) Push 型情報提供のインタフェースの標準化 参加するサービス提供者や、展開する地域の増加に対応していくためには、サービス提供者の官民の違いや業種の違いによらないインタフェースの策定が必要である。</p> <p>インタフェースは、大きく「サービス提供者の情報」と「提供情報」に分類し、それぞれに必要な項目を定義する。 なお、インタフェース策定に当たっては、本ポータルでの情報の表示・入力内容、及び方式の検討と併せた検討も必要となるが、ポータルでは、提供情報内容として文章と画像によるお知らせ情報を想定している。また、お知らせの内容についてはサービス提供者によって表示したい内容が様々であるため、項目は詳細に分けず、内容(文章)項目と画像項目として定義し、その内容はサービス提供者が自由に設定できるようにした。 Push 型情報提供のインタフェースの項目例を以下に示す。</p> <p>◆サービス提供者の情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供者を識別する情報 (名称、コード)</li> <li>・サービス提供者の URL など</li> </ul> <p>◆提供情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配信日</li> <li>・情報のタイトル、内容</li> <li>・画像</li> <li>・情報のカテゴリ (例：ニュース、イベント、生活、教育など)</li> <li>・情報の表示条件 (表示させたいステージや、表示させたい利用者の属性)</li> </ul> <p>(2) 申請・届出等サービスのポータルとサービス提供者のインタフェースの標準化。 申請・届出等サービスのインタフェースについては、手続によって項目が異なるため、インタフェース内に汎用的なエリアを設け、手続ごとに異なる項目は、そのエリアに設定することで、複数の手続に共通なインタフェースとするなどの仕組みが必要である。</p> <p>(3) 標準インタフェース公開と保守について インタフェースの公開に当たっては、地域情報 P F 標準仕様 (ガイドライン) で提示されている手順、及び仕様書フォーマットに従い作成し、公開を行うこととする。参加するサービス提供者や、展開する地域の増加に伴い、標準インタフェースへの項目追加や変更等の要望が発生する可能性があるため、このようなリクエストに対応し、標準インタフェースの更改の必要性や改訂内容を検討・決定する体制を整備しておく必要がある。</p>
------	--

検討結果 (解決策)	<p>上記検討内容から、以下の対応をとることとする。</p> <p>(1) Push 型情報提供のインタフェースの標準化 サービス提供者の官民の違いや業種の違いによらないインタフェースの策定を行う。 「サービス提供者の情報」と「提供情報」に分類し、それぞれに必要な項目を定義する。 お知らせの内容についてはサービス提供者によって表示したい内容が様々であるため、項目は詳細に分けず、内容(文章)項目と画像項目として定義し、その内容はサービス提供者が自由に設定できるようにする。</p> <p>(2) 申請・届出等サービスのポータルとサービス提供者のインタフェースの標準化 申請・届出等サービスのインタフェースについては、インタフェース内に汎用的なエリアを設け、手続ごとに異なる項目は、そのエリアに設定することで、複数の手続に共通なインタフェースとするなどの仕組みを検討する。</p> <p>(3) 標準インタフェース公開と保守について 地域情報プラットフォーム標準仕様(ガイドライン)で提示されている仕様書フォーマットに従いインタフェースの仕様書を作成し、公開する。 保守(変更要望の対応など)のための体制を整備する。</p>
---------------	--

---

## 2 制度面の課題と解決策

## 2. 1 ITを活用した情報提供・サービスの充実による「生活しやすい環境づくり」

## 2. 1. 1 課題No.1-1

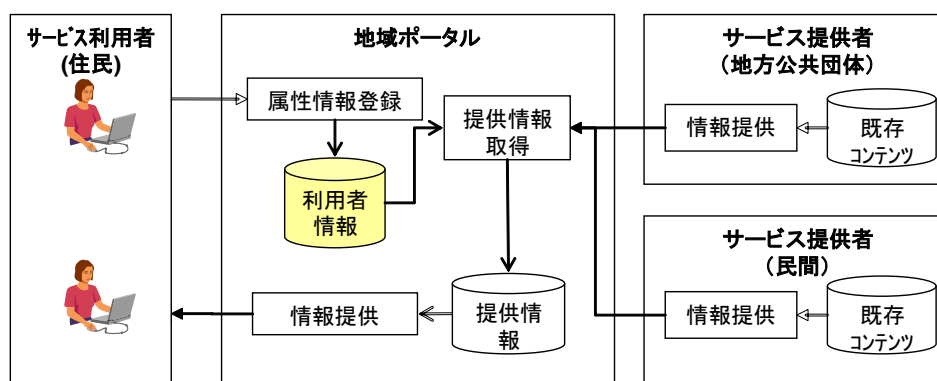
実現案	利用者の属性に応じた情報提供（Push型情報提供サービス）
課題 No.	1-1
区分	制度面
課題	利用者の属性情報を情報提供で活用する場合、法令等に抵触しないか検討する必要がある。（例：個人情報の目的外利用など） — 個人情報保護法や個人情報保護条例など。

## 検討内容

## 1. 実現案「利用者の属性に応じた情報提供」を行う方法

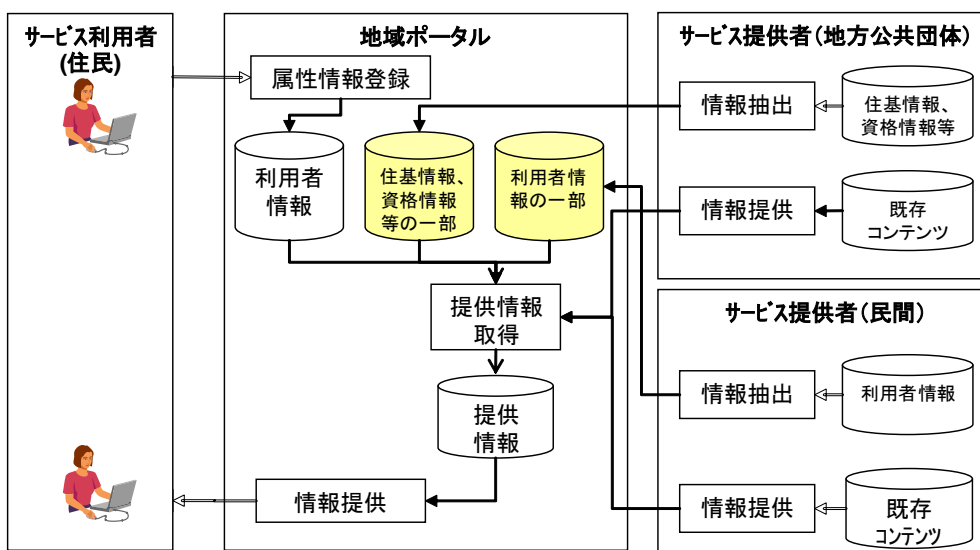
情報提供に利用する「利用者の属性」については、以下2つがあると考えられる。

## (1) 「ポータルが利用者から取得した属性」を活用する方法



## (2) 「サービス提供者が持つ利用者の属性」を活用する方法

例：地方公共団体では、住民基本台帳情報や各種資格情報、課税情報等  
金融機関では、預金額や顧客レベル等



## 2. 実現案を実現するための留意事項

根拠法令等を「3.1 課題 No.1-1 の根拠法令」に示す。

### (1) ポータルが利用者から取得した属性を活用する方法の場合の留意事項

ポータル運営者が、国、地方公共団体、民間等の種類により、関係する法令が異なるが、ここでは、ポータル運営者が、民間企業であると仮定した場合の法令等の制約を整理する。

個人情報取り扱い事業者に対して、個人情報保護法に以下のように規定されている。

(利用目的の特定)

第十五条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

また、目的外の利用に関しては、第 16 条に次のように規定されている。

(利用目的による制限)

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

これによると、目的外の利用をする場合は、事前に本人の同意を得る必要があることがわかる。

そのため、ポータルに登録された情報や別目的で取得した属性情報を、情報提供に利用する場合には、個人情報保護法の規定に従って本人の同意を得なければ、活用できないと考えられる。

### (2) サービス提供者が持つ利用者の属性を活用する方法の場合の留意事項

サービス提供者が持つ利用者の属性は、基本的に何らかの目的のために取得した情報であるため、ポータルでの情報提供に使うことは、目的外の利用となる。そのため、目的外の利用における制約事項を整理する。

#### ① 地方公共団体がすでに管理している利用者の属性を活用する場合

個人情報保護法に、地方公共団体の責務として次のように規定されている。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、**個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。**

これにより、各地方公共団体では、必要な施策を策定している。北九州市においては、「北九州市個人情報保護条例」を策定している。

北九州市の個人情報保護条例には、情報の利用と提供について、次のように規定されている。

第 12 条 実施機関は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

以下省略

なお、「保有個人情報」とは、本条例の第 2 条に以下のように定義されている。

(定義)

第 2 条 (中略)

3 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員(地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書(北九州市情報公開条例(平成 13 年北九州市条例第 42 号)第 2 条第 2 号に規定する行政文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。

第 12 条の第 1 項において、利用目的以外での利用と提供を禁止しているが、第 2 項においては、「本人の同意があるとき」は、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除き、第三者に提供することができるとなっている。

すなわち、別の目的で取得・保有している情報を利用する場合であっても、本人の同意のもとであれば、第三者に提供することも可能であると解釈される。

なお、地方公共団体が保有する情報としては、「住民基本台帳情報」や「個人住民税情報」、「各種資格情報」等があるが、これらの情報の取得、保有は、個別の法に記されている。一例として、住民基本台帳法での利用の制限等について確認する。

住民基本台帳は、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成したもので、住民基本台帳に記載されている項目については、「住民基本台帳法第 7 条」に記載されている通りで、この情報を本人確認情報として、行政機関等に対する手続きで利用している。

行政機関等での利用範囲は、「第 4 章の 2 第 2 節都道府県の事務等」にて規定されているため、これ以外の利用方法をする場合には制限がある。

■利用範囲について記載している条文

「第 4 章の 2 第 2 節都道府県の事務等」

- ・都道府県知事の事務 (第 30 の 7 の第 3 項から第 6 項)
- ・都道府県における本人確認情報等の利用 (第 30 の 8 の第 1 項から第 2 項)
- ・資料の提供 (第 37 条第 2 項)

■利用に関する制限について記載している条文

「第 4 章の 2 第 4 節本人確認情報の保護」に記載されている、

- ・本人確認情報の利用および提供の制限 (第 30 条の 30)
- ・受領者の本人確認情報の利用および提供の制限 (第 30 条の 34)
- ・住民票コードの利用制限等 (第 30 条の 43)

このように個別法により、それぞれ利用の制限が規定されている場合があるが、そ

	<p>それぞれの手続きに関する規定に従って対応すれば、第三者への状況提供も可能であると考えられる。</p> <p><u>②民間企業がすでに管理している利用者の属性を活用する場合</u> 民間企業における個人情報保護に関する個別法については、それぞれ確認する必要があるが、ここでは、個人情報保護法について確認する。</p> <p>サービス提供者を個人情報取扱事業者とした場合、何らかの目的のために取得した情報をポータルでの情報提供に使うことは、目的外利用にあたる。 そのため、ポータルが情報提供に利用する場合は、個人情報保護法、第16条「利用目的による制限」に留意する必要がある。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(利用目的による制限) 第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。</p> </div> <p>また、民間企業であるサービス提供者が取得した情報をポータルへ提供する場合には、「第三者への提供」にあたる。同法の第23条「第三者提供の制限」の規定に留意する必要がある。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(第三者提供の制限) 第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。</p> </div> <p>上記、第16条、第23条により、事前に本人の同意を得る必要がある。</p>
--	--

<p>検討結果 (解決策)</p>	<p>本ポータルが情報提供で活用する方法としては、以下2つが考えられる。</p> <p>(1) ポータルが利用者から取得した属性を活用する方法 (2) サービス提供者が持つ利用者の属性を活用する方法の場合</p> <p>これら2つの方法において、個人情報保護法、個人情報保護条例の範囲においては、これらの法や条例に遵守する範囲での運用を行えば、利用することが可能であると考えられる。</p> <p>サービス提供者が保有する情報についても、個別法で利用の制限がある場合についても、個別法の規定に沿った運用を行えば、利用することが可能と解釈できる。すなわち、個人情報を取得する際、基本的には以下を行うことで、現行の制度内で対応できると考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①取得の目的を利用者に通知すること。</li> <li>②目的外に利用する際は、本人の同意を得ること。</li> <li>③第三者に提供する際は、本人の同意を得ること。</li> </ol>
-----------------------	--

## 2. 1. 2 課題No.4-1

実現案	官民の複数の手続をワンストップで提供する（ワンストップサービス）
課題 No.	4-1
区分	制度
課題	オンラインによる申請が認められていない場合や、厳密な本人確認が必要となる場合など、手続きごとに制度上の制約を整理する必要がある。 －行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（適用除外）など ※本年度は、次期モデルで検討する手続きを対象とする。

検討内容	<p>今回検討の対象とする申請・届出等手続を、以下に示す。</p> <p>①妊娠届 ②出生届 ③児童手当申請 ④国民健康保険加入 ⑤出産一時金申請 ⑥乳幼児医療受給資格申請 ⑦保育所入所申込</p> <p>それぞれの申請・届出の根拠法令等「3.5 申請・届出の根拠法令等」に示す。</p> <p>今回対象とする手続きは、地方公共団体への申請・届出等であり、現在の、法令等をもとに、手続のオンライン可否を整理する。</p> <p><b>1. 法律に基づく手続について</b></p> <p>行政手続等のオンラインによる申請については、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」において、第七条及び別表に示す適用除外手続以外は、基本的にオンラインでの手続が可能である。</p> <p>本法律の第七条を以下に示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(適用除外) 第七条 別表の上欄に掲げる法律の同表の中欄に掲げる規定に基づく手続等については、それぞれ同表の下欄に定めるこの法律の規定は、適用しない。</p> </div> <p>また、各省庁は、所管する法令に関してオンラインによる申請を行う際に入力すべき事項や電子署名、電子署名に変わる措置などについて、施行規則を定めている。</p> <p>例：厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(趣旨等) 第一条 行政機関等に対して行うこととされ、又は行政機関等が行うこととしている厚生労働省の所管する法令の規定に基づく手続等を、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「法」という。）第三条 から第六条 までの規定に基づき、電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う場合については、<u>他の法令（告示を含む。）、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則及び規程に特別の定めのある場合を除くほか</u>、この省令の定めるところによる。</p> </div> <p>これにより、厚生労働省の所管する法令に係る行政手続については、他の法令（告</p>
------	--

示を含む。)、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則及び規程に特別の定めのある場合を除けば、オンラインによる申請は可能となっている。

厚生労働省の所管する法令に係る行政手続には、以下。

- ①妊娠届
- ③児童手当申請
- ④国民健康保険加入
- ⑦保育所入所申込

上記手続は、オンラインによる申請について、別に定めているものではないため、すべて、オンラインによる申請は、「可」と判断できる。

ただし、オンライン申請する際には、署名等（署名等とは、署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。）が必要な手続については、以下の規定に準ずる必要がある。

（署名等に代わる措置）

第五条 法第三条第四項に規定する主務省令で定める措置は、電子署名を行い、前条第一項各号に掲げる電子証明書を当該申請等と併せて送信すること又は前条第三項に規定する識別番号及び暗証番号を入力して申請等を行うこととする。

上記5つの手続についてはすべて署名等が義務付けられているため、オンライン申請をする場合、「電子署名及び認証業務に関する法律」が定義する電子署名\*1を利用するか、識別番号及び暗証番号を用いる必要がある。

\*1：電子署名及び認証業務に関する法律が定義する電子署名とは

電子署名及び認証業務に関する法律

第二条 この法律において「電子署名」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

- 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
- 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

●法務省の所管する法令（戸籍法）に係る行政手続等における情報通信の技術の利用について

法務省においても、厚生労働省と同様に、「法務省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」を定めているが、戸籍法施行規則に関しては、「戸籍法施行規則の一部を改正する省令」を定め、オンラインによる届出を可能としている。

「戸籍法施行規則の一部を改正する省令」の対象手続は、以下。

②出生届

「出生届」は、上記により、オンライン申請は「可能」となっている。ただし、オンライン申請する際には、「電子署名及び認証業務に関する法律」が定義する電子署名を行わなければならないとある。

戸籍法施行規則の一部を改正する省令  
第七十九条の三 前項第一項の交付の請求又は同上第二項の届出等をする者は、……。  
前項に規定する者は、同項の規定により送信する情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律第二条第一項に規定する電子署名を言う）を行わなければならない。

これによると、電子署名がなければ、電子申請を行うことはできないと解釈できる。電子署名とは、「電磁的記録に記録された情報について作成者を示す目的で行われる暗号化等の措置で、改変が行われていないかどうか確認することができるもの」である。

次期モデルにおいては、電子署名の使用を前提としていないため、上記の法令を踏まえると電子申請できないことになる。しかし、次期モデルは、電子的に申請した後、窓口に行くことを義務付けており、窓口にて、正式に申請を行う流れとすることにより、現行法令に対応しようとしている。

ただし、将来的に電子申請のみで手続きを完了させることも視野に入れた場合、電子署名を利用するためのシステムを準備しておく必要がある。

## 2. 北九州市の条例・規則等による手続

北九州市においては、平成 17 年に、「北九州市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を定め、オンラインによる申請等について、第 3 条に次のように規定している。

(電子情報処理組織による申請等)  
第 3 条 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

これにより、北九州市の条例・規則等による手続は、基本的にオンライン申請可能となっている。北九州市の条例・規則等による手続は以下の通り。

- ⑤ 出産一時金申請
- ⑥ 乳幼児医療受給資格申請

また、オンライン申請する際の電子署名等に関して、「北九州市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則」に次のように規定している。

(電子情報処理組織による申請等)  
2 前項の申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、市長の定める方法により当該申請等を行った者を確認するための手続を講ずる場合は、この限りでない。  
(1) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成 14 年法律第 153 号)第 3 条第 1 項に規定する電子証明書  
(2) 前号に掲げるもののほか、市長が定める電子証明書

	<p>基本的に、電子署名を必要としているが、申請等を行ったものを確認するための手段が講じている場合は、電子署名がなくても良いとされている。</p> <p>(注意) ただし、本条例の第7条に一部の手続については、適用除外を規定しており、すべての条例・規則等に基づく手続について、オンライン可能としているわけではない。</p>
--	---

<p>検討結果 (解決策)</p>	<p>今回検討の対象とする以下の申請・届出等手続については、関係法令等により、オンライン申請は、「可能」となっている。ただし、手続ごとにオンライン申請時に申請者を特定する手立てが規定されている。</p> <p><u>②出生届</u></p> <p>「戸籍法施行規則の一部を改正する省令」(第七十九条の三)にて、電子署名及び電子証明書を必須としている手続であり、電子署名及び電子証明書の使用を前提としなければ、申請不可となる。</p> <p>これによると、電子署名がなければ、電子申請を行うことはできないと解釈できる。次期モデルにおいては、電子署名の使用を前提としていないため、上記の法令を踏まえると電子申請できないことになる。</p> <p>しかし、次期モデルは、電子的に申請した後、窓口に行くこと義務付けており、窓口にて、正式に申請を行う流れとすることにより、現行法令に対応しようとしている。ただし、将来的に電子申請のみで手続きを完了させること視野に入れた場合、電子署名を利用するためのシステムを準備しておく必要がある。</p> <p><u>①妊娠届、③児童手当申請、④国民健康保険加入、⑦保育所入所申込</u></p> <p>「厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」 第五条(署名等に代わる措置)にて、「電子署名及び電子証明書」、又は「識別番号及び暗証番号」で申請可となっている手続である。</p> <p>想定する次期モデルは、現行の法令の範囲内で対応可能であると考えられる。</p> <p><u>⑤出産一時金申請、⑥乳幼児医療受給資格申請</u></p> <p>「北九州市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則」により、電子署名及び電子証明書、又は、市長の定める他の方法で申請可となっている手続である。</p> <p>想定する次期モデルは、現行の法令の範囲内で対応可能であると考えられる。</p>
-----------------------	---

## 2. 1. 3 課題No.4-2

実現案	官民の複数の手続をワンストップで提供する（ワンストップサービス）
課題 No.	4-2
区分	制度
課題	子育てポータルが、官民の手続・サービスを取り扱うことに対して、法令等に抵触しないか検討する。 (例：行政ポータル以外が行政手続を扱う場合の制約事項など)

検討内容	<p>本検討では、子育てポータルの運営者と、サービス提供者の観点から、子育てポータルが、官民の手続・サービスを取り扱うことに対して、法令等における規定事項や制約事項について整理する。</p> <p>根拠法令等を「3.2 課題 No.4-2 の根拠法令」に示す。</p> <p>整理に当たっての考え方を以下に示す。</p> <p>◆ポータルで提供するサービスの内容</p> <p>◇手続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者からの申請情報を受け付け、サービス提供者に送る。</li> <li>・サービス提供者での処理結果を受け取り、利用者に提示する。</li> </ul> <p>◇Push 型情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供者からの提供情報を受け取り、利用者に提示する。</li> </ul> <p>◆想定するサービス提供者の種別</p> <p>子育てポータルにおけるサービス提供者を、地方公共団体と民間企業の2種類に分ける。</p> <p>それぞれ提供するサービスは、以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体が提供するサービス：官サービス</li> <li>・民間企業が提供するサービス：民サービス</li> </ul> <p>◆ポータル運営者として想定する団体の種別</p> <p>ポータル運営者としては、契約締結等を、団体の代表者個人としての名義ではなく、団体自身の名義において権利義務の関係を処理できる（団体が「権利能力の主体」となれる）ことから、「法人格」をもつ団体が適していると考え、そこで、「法人」を対象として以下の整理を行う。</p> <p>「法人」を、大きく以下4つに分類する。</p> <p>(1)公法人</p> <p>国や公共の事務の遂行のために、公法に基づいて成立する法人。国や地方公共団体など。</p> <p>(2)公益法人</p> <p>公益目的事業（学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。）を行う一般社団法人又は一般財団法人</p> <p>(3)特定非営利活動法人（NPO 法人）</p> <p>ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体のうち、特定非営利活動促進法（NPO 法）に基づき法人格を取得した団体。</p> <p>(4)上記以外の法人（営利法人）</p> <p>会社、一般社団法人、一般財団法人など。</p>
------	--

なお、本検討においては、公法人（国や地方公共団体）を「官」、それ以外を「民間」として、整理する。

### 1. ポータル運営者からみた課題

(1) 『官』の運営するポータルが官民サービスを扱うことについて  
地方公共団体が行う業務は、地方自治法で定義されている。

「地方自治法」

第二条 地方公共団体は、法人とする。

○2 普通地方公共団体は、**地域における事務**及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを**処理する**。

—中略—

○16 地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。

地方公共団体は、地方自治法により、「地域における事務」を処理するとある。子育てポータルの運営は、この「地域における事務」に含まれると解釈できる。

ポータルを運営する地方公共団体が、ポータルの運営に関連する条例や規則を整備することにより、官民サービスを扱うポータル運営することができると考えられる。

しかし現実には、官民が協力して運営する地域ポータルを地方公共団体が直接運営することについては、民間事業者の費用負担の受け入れ方などの財務処理や地方公務員が営利的な事業に従事する場合の服務上の制限など、様々な課題がある。

また、多くの利用者が閲覧するサイトとしていくためには、民間事業者が持つサイト運営のノウハウの活用などが不可欠であり、民間が担うことができるものは民間にゆだねるといふ行政改革の取り組みが求められている現状を考えると、地方公共団体が官民ポータルサイトの運営を担当することは適当ではないものと考えられる。

(2) 『民』の運営するポータルが官民サービスを扱うことについて

民の運営者については、さらに、以下の2つの種別に分けて整理する

- ・公益法人、特定非営利活動法人（NPO法人）
- ・営利法人

#### ①公益法人、特定非営利活動法人（NPO法人）

公益法人、特定非営利活動法人（NPO法人）については、制度上以下のように定義されている。

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 公益社団法人 第四条の認定を受けた一般社団法人をいう。

二 公益財団法人 第四条の認定を受けた一般財団法人をいう。

三 公益法人 公益社団法人又は公益財団法人をいう。

四 公益目的事業 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であつて、**不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの**をいう。

## 「特定非営利活動促進法」

## (原則)

第三条 特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。

2 特定非営利活動法人は、これを特定の政党のために利用してはならない

子育てポータルで提供するサービスについては、官民間問わず、子育てポータルの目標の一つである『ITを活用した情報提供・サービスの充実による「生活しやすい環境づくり」』という観点から、上記の各法律上の定義に合致したサービス内容であり、公益法人やNPO法人が子育てポータルの運営を行うことについては、問題ないと解釈できると考える。

ただし、子育てポータルで提供する民間のサービス（情報提供、申請受付）が、上記定義に反すること、もしくはしないことについては、法令上特に明記されていない。

## ②営利法人

営利法人については、会社、一般社団法人、一般財団法人など、それぞれ設立等について法で規定されている。

一般に安定的な収益が見込める事業であれば、多くの企業等で運営可能であると考えられるが、会社もしくは業種によっては、その業務内容について法令で規定されている場合があります、それ以外の業務を行うには、法令等に抵触しないように業務範囲を設定することが必要になると思われる。

業務内容が規定されている例を以下に挙げる。

## 《郵便局会社》

## 「郵便局株式会社法」

## (業務の範囲)

第四条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

- 一 郵便事業株式会社の委託を受けて行う郵便窓口業務
- 二 郵便事業株式会社の委託を受けて行う印紙の売りさばき
- 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

2 会社は、前項に規定する業務を営むほか、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むことができる。

- 一 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第百二十号）第三条第五項に規定する事務取扱郵便局において行う同条第一項第一号に規定する郵便局取扱事務に係る業務
- 二 前号に掲げるもののほか、銀行業及び生命保険業の代理業務その他の郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務
- 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

3 会社は、前二項に規定する業務のほか、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、前二項に規定する業務以外の業務を営むことができる。

4 会社は、第二項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに前項に規定する業務を営もうとするときは、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

〈保険業〉

「保険業法」

(他業の制限)

第百条 保険会社は、第九十七条及び前二条の規定により行う業務及び他の法律により行う業務のほか、他の業務を行うことができない。

(参考)

行政の手続を取り扱うという点では、「行政書士」がいるが、その業務内容は「行政書士法」で以下のように規定されている。

- ・他人の依頼を受け報酬を得て、
  - (1) 官公署に提出する手続きについて代理すること。
  - (2) 行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること。
  - (3) 行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること。

そのため、民間の手続について取り扱うことや、ポータルでのサービス内容として想定している利用者からの申請情報の受付を行うことは、上記の業務範囲外になると考える。(ただし、利用者からの申請を行政書士に対する申請とみなせば、申請情報の受付は可能と考える)

## 2. サービス提供者からみた課題

### (1) 『官』のサービスを『民』の運営するポータルが扱うことについて

官のサービスを民の運営するポータルが取り扱う方法としては、自治体などの依頼により、広告等を掲載する方法や自治体業務の外部委託、指定管理など、様々な方法が考えられる。

特に、業務委託に関しては、自治体の情報システムの開発や保守運用などに幅広く導入されており、子育てポータルを利用して自治体のサービスの一部を提供するという方式は、官のサービスを民の運営するポータルが取り扱う方式として有力である。

例えば、子育てポータルのシステムを地方公共団体に ASP サービスとして提供することも考えられる。

北九州市では、従来から市役所の業務に関する電子申請や様式ダウンロードのサービスを民間事業者が提供する ASP サービスを利用して提供しており、子育てポータルが提供する申請や受付の仕組みが、地方公共団体が求める電子申請の機能を満たすことができれば、委託を受けられる可能性は十分にあるものと考えられる。

一方で、従来自治体の業務として実施していた事務を地方公共団体に替わって実施しようとする、一般に公共サービスを民間が独自に行うことはできないことから、様々な制約を受けることになる。

例えば、民営化した郵便局において、自治体が発行する証明書等の交付の請求や引き渡しに関する事務を取り扱うために、「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」を定めており、これらの業務を子育てポータルが取り扱うためには、法律の改正が必要になるものと考えられ。

- ① 戸籍法に基づく戸籍謄本等
- ② 地方税法に基づく納税証明書
- ③ 外国人登録法に基づく登録原票の写し等
- ④ 住民基本台帳法に基づく住民票の写し等
- ⑤ 住民基本台帳法に基づく戸籍の附票の写し
- ⑥ 印鑑登録証明書

	<p>また、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」において、職業安定法、国民年金法、不動産登記法、戸籍法などの特例として、公共サービスを民間事業者が実施できる「特定公共サービス」を指定している。</p> <p>地方公共団体の事務については、内閣府 公共サービス改革推進室による通知「市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲等について」などにおいても、新たに民間事業者に取り扱わせることができる窓口業務の範囲を提示している。</p> <p>このように、従来、官が直接提供してきたサービスにも、民間事業者が取り扱うことができる業務が広がってきている。</p> <p><u>子育てポータルで『官』が提供するサービスのうち、例えば郵便局で取り扱うことができることとされている戸籍謄本等の交付の請求や引渡しに関するサービスを扱う場合は、関連する法の見直しが必要になると考えるが、当面は、業務範囲を適切に設定することにより、地方公共団体の事務の一部を受託する方式とすることを検討することが必要である。</u></p>
--	---

<p>検討結果 (解決策)</p>	<p>子育てポータルの運営は、「官」「民」とも可能である。ただし、官の場合には、条例や規則等の改正が必要となるとともに、財務処理やサービス上の課題などが多数存在し、実現までには多くの課題が存在する。また、民の場合は、一般に安定的な収益が見込める事業であれば、多くの企業等で運営可能であるが、業種によっては、業務内容に制約がある場合もある。</p> <p>&lt;「民（民間事業者）」が子育てポータルの運営を行う場合&gt; 一般に安定的な収益が見込める事業であれば、多くの企業等で運営可能である。</p> <p>●業務内容に制約がある業種（例） 郵便局株式会社 「郵便局株式会社法」 第四条（業務の範囲） 保険会社 「保険業法」 第百条（他業の制限）</p> <p>●公益法人、特定非営利活動法人（NPO 法人）の場合 「官」のサービスを提供することは問題ないと考えられるが、「民」のサービス（情報提供、申請受付）が、各制度で定義された業務内容に反すること、もしくはしないことについては、法令上特に明記されていないため、実際のサービス内容ごとに整理が必要である。</p> <p>《各団体の業務内容の定義》 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」 第二条（定義） 「特定非営利活動促進法」 第三条（原則）</p> <p>&lt;「官（地方公共団体）」が子育てポータルの運営を行う場合&gt; 子育てポータルの運営は、「地域における事務」と解釈できるため、地方自治法の第二条に示す範囲内であると考えられることができる。</p> <p>ただし、地域ポータルを運営する「官（地方公共団体）」は、財務処理やサービスの取り扱いなどに数多くの課題が存在しており、子育てポータルの運営に関して必要な条例や規則などを整備する必要がある。</p>
-----------------------	--

※子育てポータルを「民」とした場合において、「官」のサービスのうち、戸籍謄本等の交付の請求や引渡しに関するサービスを含めて取扱おうとすると関連する法の見直しが必要になると考える。

ただし、次期モデルで想定しているように、電子的に申請した後、窓口に行くこと義務付け、正式に申請を行う流れとすることにより、現行法令に対応することが可能である。

また、地方公共団体の電子申請に関する業務を受託することができれば、現行法においてもポータルを活用した申請の受付等は可能であると考えられる。

- ・ 公共サービスの民間委託における委託範囲の規定
  - 「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」  
第二条（郵便局における事務の取扱い）
  - 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」  
第三十四条（戸籍法 等の特例）
  
  - 「特定公共サービス」として規定されていないサービスについて、平成 20 年 1 月 17 日の内閣府 公共サービス改革推進室による通知「市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲等について」に記載。  
根拠法令を「3.3 課題 No.4-2 「特定公共サービス」」に示す。

## 2. 1. 4 課題No.4-3

実現案	官民の複数の手続をワンストップで提供する（ワンストップサービス）
課題 No.	4-3
区分	制度
課題	官民を含めた複数の手続を申請等する場合、申請等に必要な情報を、同一画面より送信することに対して、法令等に抵触しないか検討する。

<p>検討内容</p>	<p>本検討項目は、No.4-2（ポータルが官民を含めた複数の手続きを一括で受け付ける場合、法令等に抵触しないか検討する必要がある。）が、解決したと仮定して、それぞれの手続に必要な項目を、利用者が送信する際に制約があるかどうかを検討する。</p> <p>次期モデルで検討しているワンストップ手続には、官のみの手続となっているが、この手続にあわせて、何らかの民間手続を同時に行うと仮定した場合の制約事項を検討する。</p> <p>具体的には、以下の手続において、同一画面での申請項目入力可否を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>②出生届</li> <li>③児童手当申請</li> <li>④国民健康保険加入</li> <li>⑤出産一時金申請</li> <li>⑥乳幼児医療証受給資格申請</li> </ul> <p>※手続の番号は、便宜上、課題 No.4-1 に示す番号と同一を利用している。それぞれの申請・届出の根拠法令等を「3.5 申請・届出の根拠法令等」に示す。</p> <p><b>1. 次期モデルにおける申請情報の入力・送信の考え方</b></p> <p>次期モデルにおいては、以下の考え方で、必要な申請等情報の入力・送信を行うこととしている。</p> <p>子育てポータルから複数の手続をワンストップで行う場合は、利用者の入力の負担を軽減するため、重複入力を避ける方法をとっている。そのため、申請書ごとに申請書画面が独立しているわけではない。</p> <p>ただし、申請情報を送信後、各団体が受付けた時点では、必要な情報は、それぞれに展開されるため、現状の紙の申請書と同様の項目が届く仕掛けとなっている。</p> <p style="text-align: center;"> <span style="margin-right: 100px;">&lt;現状の紙の申請書&gt;</span> <span style="margin-right: 100px;">&lt;子育てポータルからの申請画面&gt;</span> <span>&lt;各手続担当者受付画面&gt;</span> </p> <p><b>2. 各手続における申請等情報の入力・送信に係わる規定について</b></p>
-------------	---

上記 5 つの手続のオンライン申請をする際の、必要な申請情報を送信する際の規定は、次のようになっている。

### ②出生届（戸籍法施行規則の一部を改正する省令）

「戸籍法施行規則の一部を改正する省令（法務省令第 28 号）」にて、オンライン申請をする場合において、次のように規定されている。

第七十九条の三 前条第一項の交付の請求又は同上第二項の届出等をする者は、戸籍法又はこの省令の規定により交付の請求書又は届出若しくは申請書に記載すべきこととされている事項に係る情報を市町村長の使用に係わる電子計算機に送信しなければならない。・・・届出等に添付し、又は提出すべきこととされている書面等があるときは、当該添付書面等に代わるべき情報を併せて送信しなければならない。

第七十九条の三にあるように、現在、送信する必要がある情報についての規定はあるが、入力の方法や入力画面に関する規定はない。  
次期モデルで想定している方法であれば、問題ないと解釈できる。

### ③児童手当申請、④国民健康保険加入

「厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」にて、オンライン申請をする場合において、次のように規定されている。

(申請等の入力事項等)  
第三条 法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、当該申請等につき規定した法令の規定により書面等に記載すべきこととされる事項（次項に規定する事項を除く。）及び電子情報処理組織の使用に当たり必要な事項として行政機関等が入力を求める事項を、同項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて、行政機関等が定める技術的基準に適合するものから入力して、申請等を行わなければならない。

「書面等に記載すべきこととされている事項を入力して、申請等を行わなければならない」とあるが、入力の方法や入力画面に関する規定ではない。

次期モデルで想定している方法においても、結果的に書面等に記載すべきこととされる事項は、入力するため、問題ないと解釈できる。

### ⑤出産一時金申請、⑥乳幼児医療証受給資格申請

「北九州市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則」で、オンライン申請をする場合において、次のように規定されている。

(電子情報処理組織による申請等)  
第 4 条 条例第 3 条第 1 項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、市長の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他市長等が必要と認める事項を、同項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

	<p>「書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を入力して、申請等を行わなければならない」とあるが、入力の方法や入力画面に関する規定ではない。次期モデルで想定している方法においても、結果的に書面等に記載すべきこととされる事項は、入力するため、問題ないと解釈できる。</p> <p><b>3. 官民の申請等を同時に行うことに関する規定等について</b></p> <p>各申請等のオンラインによる入力・送信について、個々の申請等を行うために必要な入力項目の規定はあるものの、それ以外の項目については、何も規定されていない。禁止の規定もない。そのため、他の申請等に必要な項目を同時に入力することは、可能であると解釈できる。</p>
<p>検討結果 (解決策)</p>	<p>以下の手続においては、現行の法の範囲内において、官民の複数の申請・届出の入力を同一画面で行うことは可能と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>②出生届</li> <li>③児童手当申請</li> <li>④国民健康保険加入</li> <li>⑤出産一時金申請、</li> <li>⑥乳幼児医療証受給資格申請</li> </ul>

## 2. 1. 5 課題No.4-4

実現案	官民の複数の手続をワンストップで提供する（ワンストップサービス）
課題 No.	4-4
区分	制度
課題	行政手続きにおける「到達」について、複数手続が同時に申請された場合、どの時点 を到達と考えるか、整理する必要がある。

<p>検討内容</p>	<p><b>1. 「到達」について</b></p> <p>「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」に到達に関して、次のような規定がされている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>（電子情報処理組織による申請等）</p> <p><b>第三条</b></p> <p><b>3</b> 第一項の規定により行われた申請等は、同項の<b>行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時</b>に当該行政機関等に到達したものとみなす。</p> </div> <p>「行政機関等の仕様に係わる電子計算機に備えられたファイルに記録がされた時」が「到達」と規定されている。</p> <p>北九州市においては、現在、電子申請の ASP サービスを利用しているが、北九州市における電子申請の際の「到達」の考え方を整理する。</p> <p>北九州市における電子申請サービスのイメージを下図に示す。</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> </div> <p>利用者は、電子申請 ASP を利用し、申請書の入力を行い、入力終了後に申請（送信）する。利用者から申請されたものは、電子申請 ASP を介し、北九州市の文書管理システムのファイルに登録される。その後、北九州市において、受付番号を発行し、電子申請 ASP より、利用者に受付番号が送られる仕掛けとなっている。</p> <p>このケースにおいては、電子申請 ASP に一時的に電子申請データは登録されるものの、正式な申請データとして登録されるのは、北九州市の文書管理システムのファイルであるため、この時点が、「到達」と言える。</p> <p>子育てポータルに関しても、同様の運用を行えば、同じ考え方を適用できると考える。</p> <p>すなわち、子育てポータルにおいても、現在の北九州市の電子申請 ASP と同様の運用を行うことを前提とし、北九州市の文書管理システムのファイルに申請等情報が正常に書き込みされた時点が「到達」と考えられる。</p>
-------------	--

## 2. 複数手続を同時申請した場合の「到達」の考え方

子育てポータルでは、これまでの電子申請とは異なり、複数手続を同時に申請するケースがある。行政手続法第七条に次のような規定がある。

(申請に対する審査、応答)

**第七条** 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

この規定によると、「到達」した申請書については、すぐに審査を開始しなければならないことになる。そのため、その手続に順序性がある場合についても、申請情報は、同時に北九州市の文書管理システムのファイルに記録されるため、その時点が到達となるため、標準処理期間内で処理できない可能性も発生するため、運用面での工夫が必要である。

検討結果  
(解決策)

現状の法の解釈においては、複数の手続を同時に申請した場合においても、北九州市の文書管理システムのファイルに申請情報が登録された時点が「到達」となる。そのため、複数手続を同時に申請し、その手続に順序性がある場合については、標準処理期間内で処理できない可能性も発生するため、運用面での工夫が必要である。

## 2. 1. 6 課題No.5-1

実現案	申請・届出に必要な添付書類を省略する
課題 No.	5-1
区分	制度
課題	添付書類を不要としたり、他の方法で代用したりする場合、手続きごとに該当する法令、条例等の見直しが必要となる。 ※本年度は、次期モデルで検討する手続きを対象とする。

検討内容	<p>今回、次期モデルで添付書類の省略を行い、情報連携を行おうとしている手続きと添付書類について、制度上の課題を検討する。</p> <p>対象とする申請・届出手続と、必要な添付書類を、以下に示す。</p> <p>②出生届：出生証明書</p> <p>③児童手当申請：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受給資格者がその年の1月1日において住所地の市町村の区域内に住所を有しなかったときは、受給資格者の前年の所得の額を明らかにすることができる市町村長の証明書</li> <li>・児童の住民票が市外にある場合は、児童の属する世帯全員の住民票</li> </ul> <p>⑤出産一時金申請：出産を証明する書類</p> <p>⑥乳幼児医療受給資格申請：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得証明書（乳幼児の属する国民健康保険の世帯主もしくは各種社会保険の被保険者等が市外から転入した場合または市外に住所を有する場合）</li> </ul> <p>⑦保育所入所申込：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育料等の算定・決定のために必要となる書類(前年分の税額が分かる証明書)</li> </ul> <p>※手続きの番号は、便宜上、課題 No.4-1 に示す番号と同一を利用している。 それぞれの申請・届出の根拠法令等を「3.5 申請・届出の根拠法令等」に示す。</p> <p><b>1. ②出生届：出生証明書</b></p> <p>出生届に添付する出生証明書について、戸籍法第四十九条第3項に次のように規定されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>第四十九条</p> <p>○3 医師、助産師又はその他の者が出産に立ち会った場合には、医師、助産師、その他の者の順序に従ってそのうちの一人が法務省令・厚生労働省令の定めるところによって作成する<u>出生証明書を届書に添付しなければならない。</u>ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。</p> </div> <p>また、出生届をオンラインで行う場合、添付書類の必要なものについては、「戸籍法施行規則の一部を改定する省令（法務省令第二十八号）」で、次のように規定されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>第七十九条の三 前条第一項の交付の請求又は同上第二項の届出等をする者は、……届出等に添付し、又は提出すべきこととされている書面等があるときは、<u>当該添付書面等に代わるべき情報を併せて送信しなければならない。</u></p> </div> <p>戸籍法第四十九条により、基本的には、届出書に出生証明書の添付が義務付けられているため、オンラインで行う場合も、届出を行うものが、<u>出生届と出生証明書を併せて送信しなければならないと解釈できる。</u></p> <p>上記のことより、申請書と出生証明書を併せて送信する仕組みが必要になる。</p>
------	--

現行の法令にて可能と考えられる、「出生届と出生証明書が地方公共団体に併せて送信される」仕掛けとしては、以下のような方法が考えられる。

- i) 届出人が、出生届を送信する前に、出生証明書を病院より取得し、届出書に添付し、あわせて送信する方法
- ii) 届出人が送信した出生届と出生した病院情報をもとに、子育てポータルが該当の病院より出生証明書を取得し、出生届に添付する方法
- iii) 病院が届出人となり、出生届と出生証明書を合わせて送信する方法

## 2. ③児童手当申請

- ・受給資格者がその年の一月一日において住所地の市町村の区域内に住所を有しなかったときは、受給資格者の前年の所得の額を明らかにすることができる市町村長の証明書
- ・児童の住民票が市外にある場合は、児童の属する世帯全員の住民票

児童手当の認定については、児童手当法に受給資格者が認定を受けなければならないとある。

(認定)

第七条 受給資格者は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならない。

また、認定の請求については、児童手当法施行規則に、次のように規定されている。

(認定の請求)

第一条 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下「法」という。）  
 第七条の規定による児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求は、様式第一号による請求書を市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）に提出することによって行わなければならない。  
 2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。  
 一 支給要件児童のうちに受給資格者の住所地の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域外に住所を有する児童があるときは、当該児童の属する世帯の全員の住民票の写し  
 二 受給資格者が支給要件児童のうちその子である児童と同居しないでこれを監護し、かつ、これと生計を同じくする者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

第一条によると、受給資格者が必要な書類を請求書と一緒に提出しなければならないとある。

ただし、添付書類の省略が可能であることも規定されている。

(添付書類の省略等)

第十一条 市町村長は、この省令の規定により請求書又は届書に添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

児童手当の認定で添付を義務付けている書類は、「受給資格者の前年の所得の額を明らかにすることができる市町村長の証明書」と「児童の属する世帯全員の住民票」であり、省略できる場合の条件を満たしていると考えられる。

すなわち、次期モデルで考える団体間連携において、対象となる団体から、「受給資格者の前年の所得の額を明らかにすることができる市町村長の証明書」と「児童の属する世帯全員の住民票」の情報を提供してもらうことにより、添付書類の省略は可能

	<p>になると考える。</p> <p>ただし、該当の情報を保有する団体は、個人情報保護法・保護条例の観点から、対象者の同意を得る必要があると考える。</p> <p><b>3. ⑤出産一時金申請：出産を証明する書類</b></p> <p>出産を証明する書類を義務付けているのは、「北九州市国民健康保険条例施行規則第4条」である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(出産育児一時金の支給)</p> <p>第4条 <u>世帯主は、条例第7条の規定による出産育児一時金の支給を受けようとするときは、申請書に出産を証明する書類を添えて区長に提出しなければならない。</u></p> </div> <p>これによると、世帯主が申請書と出産を証明する書類を一緒に提出しなければならないとあり、添付書類の省略については、規定がない。</p> <p>現状のままでは、次期モデルで想定する情報連携を実現するためには、この規則の改正が必要である。</p> <p><b>4. ⑥乳幼児医療受給資格申請：所得証明書</b></p> <p>現在の運用においては、市で所得が確認できない場合については、所得証明書を添付してもらっているが、特に文書等により、規定しているものではない。</p> <p>そのため、所得を確認できる仕掛けがあれば、添付を省略することは可能であると考えられる。</p> <p><b>5. ⑦保育所入所申込：保育料等の算定・決定のために必要となる書類（前年分の税額が分かる証明書）</b></p> <p>児童福祉法施行規則に、添付書類を義務付ける規定がされている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>第二十四条（中略）</p> <p>○3 <u>前項の申込書には、法第五十六条第三項の規定により徴収する額の決定のために必要な事項に関する書類を、就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えられた法第二十四条第二項 前段に規定する申込書には、就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えられた法第五十一条第四号に規定する保育料額の算定又は就学前保育等推進法第十三条第四項の規定による保育料の決定のために必要な事項に関する書類を添えなければならない。</u></p> </div> <p>これによると、添付書類の省略については、規定がない。</p> <p>現状のままでは、次期モデルで想定する情報連携を実現するためには、この規則の改正が必要である。</p>
<p>検討結果 (解決策)</p>	<p>次期モデルで想定する、申請者に添付書類を提出させる代わりに、必要な情報を連携する方法については、対象の手続によっては、規則等の改正が必要となる。</p> <p><b>②出生届</b></p> <p>戸籍法第四十九条により、基本的には、届出書に出生証明書の添付が義務付けられているため、オンラインで行う場合も、届出を行うものが、<u>出生届と出生証明書を併せて送信しなければならないと解釈できる。</u></p> <p>現行の法令にて可能と考えられる、「出生届と出生証明書が地方公共団体に併せて送信される」仕掛けとしては、以下のような方法が考えられる。</p>

	<p>i) 届出人が、出生届を送信する前に、出生証明書を病院より取得し、届出書に添付し、あわせて送信する方法</p> <p>ii) 届出人が送信した出生届と出生した病院情報をもとに、子育てポータルが該当の病院より出生証明書を取得し、出生届に添付する方法</p> <p>iii) 病院が届出人となり、出生届と出生証明書を合わせて送信する方法</p> <p><u>③児童手当申請、⑥乳幼児医療受給資格申請</u> 現状の法の範囲内で、次期モデルで考える情報連携が可能と考えられる。</p> <p><u>⑤出産一時金申請</u> 地方公共団体の規則を改正すれば、対応できると考えられる。</p> <p><u>⑦保育所入所申込</u> 次期モデルにおける情報連携を実現するには、「児童福祉法施行規則」の改正が必要である。</p>
--	--

## 2. 1. 7 課題No.6-1

実現案	利用者が信頼できる運営者がポータルを運営する。
課題 No.	6-1
区分	制度
課題	運営団体の性格（行政団体、民間団体、NPO 団体）の違いによって、団体に対する信頼性に違いがないかどうか整理する必要がある。

検討内容	<p>本検討では、以下の観点から、ポータル運営者の信頼性について整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポータルが行政機関に関わるサービスを扱うことに対する信頼性</li> <li>・ポータルの公平性、公益性が確保されること</li> </ul> <p>なお、ポータル運営者としては、契約締結等を、団体の代表者個人としての名義ではなく、団体自身の名義において権利義務の関係を処理できる（団体が「権利能力の主体」となれる）ことから、「法人格」をもつ団体が適していると考え。そこで、「法人」を整理の対象とする。</p> <p>また、各団体が、官民のサービス扱うことに対する制度面の課題については、No.4-2（ポータルが官民を含めた複数の手続きを一括で受付ける場合、法令等に抵触しないか検討する必要がある。）、No.4-3（官民を含めた複数の手続きを申請等する場合、申請等に必要な情報を、同一画面より送信することに対して、法令等に抵触しないか検討する。）にて検討する。</p> <p>根拠法令等を「3.4 課題 No.6-1 根拠法令」に示す。</p> <p>◆想定される運営者となる団体の種別 「法人」を、大きく以下4つに分類し、それぞれについて整理する。</p> <p>(1)公法人 国や公共の事務の遂行のために、公法に基づいて成立する法人。国や地方公共団体など。</p> <p>(2)公益法人 公益目的事業（学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。）を行う一般社団法人又は一般財団法人</p> <p>(3)特定非営利活動法人（NPO 法人） ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体のうち、特定非営利活動促進法（NPO 法）に基づき法人格を取得した団体。</p> <p>(4)上記以外の法人（営利法人） 会社、一般社団法人、一般財団法人など。</p> <p>◆団体種別ごとに想定される課題 本検討においては、課題 No.4-2（ポータルが官民を含めた複数の手続きを一括で受付ける場合、法令等に抵触しないか検討する必要がある。）、課題 No.4-3（官民を含めた複数の手続きを申請等する場合、申請等に必要な情報を、同一画面より送信することに対して、法令等に抵触しないか検討する。）が、解決したと仮定して、各団体でそれを行う場合になにか制約となる事項がないかどうかを検討する。</p>
------	---

**1. 地方公共団体（北九州市）****①団体の信頼性について**

- ・特に問題なし

**2. 公益法人****①団体の信頼性について**

公益法人については、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」で以下のように定義されている。本法律の第二条を以下に示す。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 公益社団法人 第四条の認定を受けた一般社団法人をいう。
- 二 公益財団法人 第四条の認定を受けた一般財団法人をいう。
- 三 公益法人 公益社団法人又は公益財団法人をいう。
- 四 公益目的事業 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であつて、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

また、同法により、公益法人となるには、行政庁の認定が必要であり（第四条、第五条）、さらに行政庁には、報告を受け、検査を行う権限も規定されている（第二十七条）。

これにより、一定の信頼性はあるものとする。

**3. 特定非営利活動法人（NPO法人）****①団体の信頼性について**

特定非営利活動法人の活動内容については、「特定非営利活動促進法」で規定されている。本法律の第三条を以下に示す。

（原則）

第三条 特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。

- 2 特定非営利活動法人は、これを特定の政党のために利用してはならない

また、同法により、特定非営利活動法人の設立には所轄庁の認証が必要であり（第十条）、さらに所轄庁には、報告を受け、検査を行う権限も規定されている（第四十一条）。

これにより、一定の信頼性はあるものとする。

ただし、「内閣府 NPO ホームページ」には以下の記述があり、信頼性の表明には注意が必要であるとする。

【内閣府 NPO ホームページより抜粋】

「認証」とは、ある行為が法令に適合しているのかどうかということを審査し確認をしてその判断を表示する行為として一般的に使用されているものです。特定非営利活動促進法では、設立要件の判断において所轄庁の裁量の余地は極めて限定されており、所轄庁は団体の申請が法第12条に規定する設立要件に適合すると認めるときには、認証しなければならないとされています。また、その確認手段も実態審査ではなく「書面審査」によって行うことが原則とされています。

このため、所轄庁の認証によってその団体の信頼性が保証されるものではありません。公開されている情報などをもとにして、市民一人一人が判断することが求められています。

	<p><b>4. 上記以外の法人（営利法人）</b></p> <p>①団体の信頼性について</p> <p>会社、一般社団法人、一般財団法人など、それぞれ設立等について法で規定されている。例として、「会社法」「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」があるが、その活動内容について、特に非営利や公益事業といった規定はされていない。</p> <p>従って、ポータルの公益性といった観点においては、営利法人については、一般的に公益法人等と同等の信頼性があるとは言えない。</p>
<p>検討結果 (解決策)</p>	<p>ポータル運営者の信頼性を、ポータルの公益性が確保されるかといった観点から整理すると次のようになる。</p> <p>現行の法制度で解釈される範囲においては、団体の種別ごとに以下のような違いがあると考ええる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆公法人 信頼性あり。</li> <li>◆公益法人 一定の信頼性あり。 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の第二条（定義）、第四条（公益認定）、第五条（公益認定の基準）、第二十七条（報告及び検査）</li> <li>◆特定非営利活動法人（NPO 法人） 一定の信頼性あり。ただし、信頼性の表明には注意が必要。 「特定非営利活動促進法」の第十条（設立の認証）、第四十一条（報告及び検査）</li> <li>◆上記以外の法人（営利法人） 公益法人と同等の信頼性があるとは言えない。</li> </ul> <p>営利法人については、一般に公益法人と同等の信頼性があるとは言えない。運営者の種類によらず、地域ポータルの信頼性を確保するためには、別の方法で信頼性を確保する必要がある。</p>

## 2. 1. 8 課題No.8-1

実現案	利用者本人の認証を確実に行う
課題 No.	8-1
区分	制度
課題	複数の手続をワンストップで行う場合の制度に照らし合わせて、認証方法を検討する必要がある。 ※本年度は、次期モデルで検討する手続を対象とする。

検討内容	<p>今回検討の対象とする申請・届出等手続を、以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①妊娠届</li> <li>②出生届</li> <li>③児童手当申請</li> <li>④国民健康保険加入</li> <li>⑤出産一時金申請</li> <li>⑥乳幼児医療受給資格申請</li> <li>⑦保育所入所申込</li> </ul> <p>それぞれの申請・届出の根拠法令等を「3.5 申請・届出の根拠法令等」に示す。 詳細は、課題 No.4-1 の署名等の検討と同様。</p>
------	--

検討結果 (解決策)	<p>今回検討の対象とする以下の申請・届出等手続については、関係法令等により、申請時の申請者を確認する方法として、次のよう規定されている。</p> <p><u>②出生届</u> 「戸籍法施行規則の一部を改正する省令」(第七十九条の三)にて、電子署名及び電子証明書を必須としている手続であり、電子署名及び電子証明書の使用しなければ、申請不可となる。 電子署名とは、「電磁的記録に記録された情報について作成者を示す目的で行われる暗号化等の措置で、変更が行われていないかどうか確認することができるもの」である。 次期モデルにおいては、電子署名の使用を前提としていないため、上記の法令を踏まえると電子申請できないことになる。しかし、次期モデルは、電子的に申請した後、窓口に行くこと義務付けており、窓口にて、正式に申請を行う流れとしている。 将来モデルでは、電子署名及び電子証明書の活用も視野に入れておく必要がある。</p> <p><u>①妊娠届、③児童手当申請、④国民健康保険加入、⑦保育所入所申込</u> 「厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」 第五条(署名等に代わる措置)にて、「電子署名及び電子証明書」、又は「識別番号及び暗証番号」で申請可となっている手続である。 想定する次期モデルは、現行の法令の範囲内で対応可能であると考えられる。</p> <p><u>⑤出産一時金申請、⑥乳幼児医療受給資格申請</u> 「北九州市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則」により、電子署名及び電子証明書、又は、市長の定める他の方法で申請可となっている手続である。 想定する次期モデルは、現行の法令の範囲内で対応可能であると考えられる。</p>
---------------	---

## 2. 2 中小企業のIT化支援や新ICTサービスの創出による「地域産業の活性化」

## 2. 2. 1 課題No.11-1

実現案	団体間で電子的な情報連携を行う（サービス提供者間の情報連携）
課題 No.	11-1
区分	制度
課題	<p>連携する団体や連携する情報ごとに、制約事項を整理し、必要に応じて、制約事項の対応方法を検討する。</p> <p>1. 団体間で連携を行っているパターン</p> <p>2. 利用者からの添付書類を省略し、必要な情報を他団体から参照するパターン</p> <p>※本年度は、次期モデルで検討する手続を対象とする。</p>

検討内容	<p>団体間で連携する情報のパターンとしては、次の2通りが考えられる。</p> <p><b>1. 団体間で連携を行っているパターン</b></p> <p>地方公共団体と情報連携が想定される、下記の団体については、すでに、電子データと紙との併用を行っているため、問題ないと解釈できる。</p> <p>①医師会 ⇒ 地方公共団体・・・・・・予防接種の接種情報、乳幼児健診結果等</p> <p>②保育所 ⇒ 地方公共団体・・・・・・入所の承諾情報</p> <p>③幼稚園 ⇒ 地方公共団体・・・・・・補助金情報</p> <p>④学校 ⇔ 地方公共団体・・・・・・就学予定者情報</p> <p>ただし、保育園、幼稚園など連携先の団体の事務等の運用が電子化されていない場合は、電子化を進める必要がある。</p> <p><b>2. 利用者からの添付書類を省略し、必要な情報を他団体から参照するパターン</b></p> <p>下記団体との情報連携については、連携方法を検討する必要がある。</p> <p>⑤医療機関 ⇒ 地方公共団体・・・・・・出生を証明する情報</p> <p>出生の届出に関しては、届け出る内容と出生を証明する義務について戸籍法第四十九条に規定されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第四十九条 出生の届出は、十四日以内（国外で出生があったときは、三箇月以内）にこれをしなければならない。</p> <p>○2 届書には、次の事項を記載しなければならない。</p> <p>＝省略＝</p> <p>○3 医師、助産師又はその他の者が出産に立ち会った場合には、医師、助産師、その他の者の順序に従ってそのうちの一人が法務省令・厚生労働省令の定めるところによって作成する出生証明書を届書に添付しなければならない。</p> <p>ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。</p> </div> <p>さらに、戸籍の届出に関しては、戸籍法の第四章第一節（第二十五条から大四十八条）の通則に、届出に関する共通の事項が規定されているが、届出人に関する規定はない。</p> <p>従って、出生の届出を行う人について規定はないが、上記の通り、出生証明書を届出書と一緒に送る必要がある。なお、医師等が立ち会うことなく分娩を行った場合など、「やむを得ない事由」に該当する場合は、出生届と出生証明書を一緒に送らなくてもよいとなっているが、今回の事例が「やむを得ない事由」に該当しないものと考えられる。</p>
------	--

また、戸籍法戸籍法施行規則第 79 条の 3 第 1 項では、「必要な添付書面等があるときは、当該添付書面等に代わるべき情報を併せて送信しなければならない。」とされており、出生届と出生証明書に代るべき情報に電子署名及び電子証明書を添えて同時に送信することが義務付けられている。

**第七十九条の三** 前条第一項の交付の請求又は同条第二項の届出等をする者は、戸籍法 又はこの省令の規定により交付の請求書又は届書若しくは申請書に記載すべきこととされている事項に係る情報を市町村長の使用に係る電子計算機に送信しなければならない。この場合において、戸籍法 又はこの省令の規定により交付の請求又は届出等の際に添付し、又は提出すべきこととされている書面等（以下「添付書面等」という。）があるときは、当該添付書面等に代わるべき情報を併せて送信しなければならない。

次期モデルにおいては、電子署名の使用を前提としていないため、上記の法令を踏まえると電子申請できないことになる。

しかし、次期モデルは、電子的に申請した後、窓口に行くこと義務付け、窓口にて正式に申請を行う流れとしており、窓口を訪問する際に出生証明書を持参するなどの方法により、対応することになるものと考えられる。

検討結果  
(解決策)

1. 団体間で連携を行っているパターン  
すでに電子で情報を連携がされているため、問題ないと解釈できる。  
ただし、保育所や幼稚園などが、電子化されていない場合は、電子化を進める必要がある。
2. 利用者からの添付書類を省略し、必要な情報を他団体から参照するパターン  
②出生届の出生証明書の情報連携については、現行の法令上、実現は困難であると解釈できる。次期モデルでは、電子署名と電子証明の添付が可能なシステムが必要となる。

## 3 根拠法令集

制度面の課題を検討する上で、根拠とした法令を課題ごとに以下にまとめる。

## 3. 1 課題No.1-1 の根拠法令

#	根拠法令等	条文
1	個人情報保護法 個人情報とは (第2条)	(定義) 第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。 2 この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。 一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの 二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの
2	個人情報取扱事業者 (第2条、3)	3 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。 一 国の機関 二 地方公共団体 三 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。） 四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。） 五 その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者
3	利用目的の特定 (第15条)	(利用目的の特定) 第十五条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。 2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

#	根拠法令等	条文
4	利用目的による制限 (第 16 条)	<p>(利用目的による制限)</p> <p>第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。</p> <p>2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。</p> <p>3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。</p> <p>一 法令に基づく場合</p> <p>二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。</p> <p>三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。</p> <p>四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p>
5	適切な取得 (第 17 条)	<p>(適正な取得)</p> <p>第十七条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。</p>

#	根拠法令等	条文
6	住民基本台帳法 住民票の記載事項（第7条）	<p>（住民票の記載事項）</p> <p>第7条 住民票には、次に掲げる事項について記載（前条第3項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）をする。</p> <p>氏名 出生の年月日 男女の別 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄 戸籍の表示。ただし、本籍のない者及び本籍の明らかでない者については、その旨 住民となった年月日 住所及び一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日 新たに市町村の区域内に住所を定めた者については、その住所を定めた旨の届出の年月日（職権で住民票の記載をした者については、その年月日）及び従前の住所 選挙人名簿に登録された者については、その旨 国民健康保険の被保険者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第5条及び第6条の規定による国民健康保険の被保険者をいう。第28条及び第31条第3項において同じ。）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの 10の2. 後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条及び第51条の規定による後期高齢者医療の被保険者をいう。第28条の2及び第31条第3項において同じ。）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの 10の3. 介護保険の被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号）第9条の規定による介護保険の被保険者（同条第2号に規定する第2号被保険者を除く。）をいう。第28条の3及び第31条第3項において同じ。）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの 国民年金の被保険者（国民年金法（昭和34年法律第141号）第7条その他政令で定める法令の規定による国民年金の被保障者（同条第1項第2号に規定する第2号被保険者及び同項第3号に規定する第3号被保険者を除く。）をいう。第29条及び第31条第3項において同じ。）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの 11の2. 児童手当の支給を受けている者（児童手当法（昭和46年法律第73号）第7条の規定により認定を受けた受給資格者をいう。第29条の2及び第31条第3項において同じ。）については、その受給資格に関する事項で政令で定めるもの 米穀の配給を受ける者（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第40条第1項の規定に基づく政令の規定により米穀の配給が実施される場合におけるその配給に基づき米穀の配給を受ける者で政令で定めるものをいう。第30条及び第31条第3項において同じ。）については、その米穀の配給に関する事項で政令で定めるもの 住民票コード（番号、記号その他の符号であつて総務省令で定めるものをいう。以下同じ。） 前各号に掲げる事項のほか、政令で定める事項</p>

#	根拠法令等	条文
7	住民基本台帳法 都道府県知事の事務 (第 30 条の 7)	<p>第 30 条の 7</p> <p>3 都道府県知事は、別表第 1 の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し、住民の居住関係の確認のための求めがあつたときに限り、政令で定めるところにより、保存期間に係る本人確認情報（第 30 条の 5 第 1 項の規定による通知に係る本人確認情報であつて同条第 3 項の規定による保存期間が経過していないものをいう。以下同じ。）を提供するものとする。《追加》平 11 法 133 4 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 1 号又は第 3 号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第 2 号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関（以下この項及び第 30 条の 10 第 1 項第 4 号において「区域内の市町村の執行機関」という。）に対し、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 区域内の市町村の執行機関であつて別表第 2 の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。</li> <li>2. 区域内の市町村の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。</li> <li>3. 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長から住民基本台帳に関する事務の処理に関し求めがあつたとき。</li> </ol> <p>5 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 1 号又は第 3 号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第 2 号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、他の都道府県の都道府県知事その他の執行機関（以下この項及び第 30 条の 10 第 1 項第 5 号において「他の都道府県の執行機関」という。）に対し、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 他の都道府県の執行機関であつて別表第 3 の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。</li> <li>2. 他の都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。</li> <li>3. 他の都道府県の都道府県知事から第 10 項に規定する事務の処理に関し求めがあつたとき。</li> </ol> <p>6 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 1 号又は第 3 号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第 2 号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、他の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関（以下この項及び第 30 条の 10 第 1 項第 6 号において「他の都道府県の区域内の市町村の執行機関」という。）に対し、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当該他の都道府県の都道府県知事を経て当該他の都道府県の区域内の市町村の執行機関であつて別表第 4 の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。</li> <li>2. 当該他の都道府県の都道府県知事を経て当該他の都道府県の区域内の市町村の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。</li> <li>3. 当該他の都道府県の都道府県知事を経て当該他の都道府県の区域内の市町村の市町村長から住民基本台帳に関する事務の処理に関し求めがあつたとき。</li> </ol>

#	根拠法令等	条文
8	都道府県における本人確認情報等の利用 (第 30 条の 8)	<p>第 30 条の 8</p> <p>都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保存期間に係る本人確認情報を利用することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 別表第 5 に掲げる事務を遂行するとき。</li> <li>2. 条例で定める事務を遂行するとき。</li> <li>3. 本人確認情報の利用につき当該本人確認情報に係る本人が同意した事務を遂行するとき。</li> <li>4. 統計資料の作成を行うとき。</li> </ol> <p>2 都道府県知事は、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。</p>
9	住民基本台帳法	<p>本人確認情報の利用及び提供の制限（第 30 条の 30）</p> <p>第 30 条の 30</p> <p>都道府県知事は、第 30 条の 7 第 3 項から第 6 項まで、第 30 条の 8 第 1 項若しくは第 2 項又は第 37 条第 2 項の規定により保存期間に係る本人確認情報を利用し、又は提供する場合を除き、第 30 条の 5 第 1 項の規定による通知に係る本人確認情報を利用し、又は提供してはならない。</p> <p>2 指定情報処理機関は、第 30 条の 10 第 1 項の規定により第 30 条の 7 第 3 項から第 6 項まで又は第 37 条第 2 項に規定する委任都道府県知事の事務を行う場合を除き、第 30 条の 11 第 1 項の規定による通知に係る本人確認情報を利用し、又は提供してはならない。</p>
10	受領者の本人確認情報の利用及び提供の制限 (第 30 条の 34)	<p>第 30 条の 34</p> <p>受領者は、その者が処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行に必要な範囲内で、受領した本人確認情報を利用し、又は提供するものとし、当該事務の処理以外の目的のために受領した本人確認情報の全部又は一部を利用し、又は提供してはならない。</p>

#	根拠法令等	条文
11	住民票コードの利用制限等（第 30 の 43）	<p>第 30 条の 43</p> <p>市町村長その他の市町村の執行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行機関、指定情報処理機関又は別表第 1 の上欄に掲げる国の機関若しくは法人（以下この条において「市町村長等」という。）以外の者は、何人も、自己と同一の世帯に属する者以外の者（以下この条において「第三者」という。）に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。</p> <p>2 市町村長等以外の者は、何人も、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする第三者若しくは申込みをする第三者又はその者と契約の締結をした第三者に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。</p> <p>3 市町村長等以外の者は、何人も、業として、住民票コードの記録されたデータベース（第三者に係る住民票に記載された住民票コードを含む当該第三者に関する情報の集合体であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下この項において同じ。）であつて、当該住民票コードの記録されたデータベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているものを構成してはならない。</p> <p>4 都道府県知事は、前 2 項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。</p> <p>5 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、都道府県の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。</p>
12	資料の提供（第 37 の 2）	<p>2 国の行政機関は、その所掌事務について必要があるときは、都道府県知事に対し、保存期間に係る本人確認情報に関して資料の提供を求めることができる。</p>

## 3. 2 課題No.4-2 の根拠法令

No.	法令	条文
1	地方自治法	<p>第二条 地方公共団体は、法人とする。</p> <p>○2 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。</p> <p>○3 市町村は、基礎的な地方公共団体として、第五項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。ただし、第五項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でない認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。</p> <p>○4 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。</p>
2	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律	<p>（戸籍法 等の特例）</p> <p>第三十四条 地方公共団体は、次に掲げる当該地方公共団体の業務を、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができる。</p> <p>一 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条第一項の規定に基づく同項の戸籍の謄本若しくは抄本若しくは戸籍に記載した事項に関する証明書若しくは同法第二百十条第一項の磁気ディスクをもって調製された戸籍に記載されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下この号において「戸籍謄本等」という。）の交付（当該戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）又は同法第十二条の二において準用する同法第十条第一項の規定に基づく同法第十二条の二の除かれた戸籍の謄本若しくは抄本若しくは除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書若しくは同法第二百十条第一項の磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記載されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下この号において「除籍謄本等」という。）の交付（当該除かれた戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る戸籍謄本等又は除籍謄本等の引渡し</p> <p>二 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十条の十の規定に基づく同条の証明書（以下この号において「納税証明書」という。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る納税証明書の引渡し</p> <p>三 外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）第四条の三第二項の規定に基づく同項の登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書（以下この号において「登録原票の写し等」という。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る登録原票の写し等の引渡し</p> <p>四 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項の規定に基づく同項の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（以下この号において「住民票の写し等」という。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る住民票の写し等の引渡し</p> <p>五 住民基本台帳法第二十条第一項の規定に基づく同項の戸籍の附票の写し（以下この号において「戸籍の附票の写し」という。）の交付（当該戸籍の附票に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る戸籍の附票の写しの引渡し</p> <p>六 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長とする。）が作成する印鑑に関する証明書（以下この号において「印鑑登録証明書」という。）の交付（当該印鑑登録証明書に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る印鑑登録証明書の引渡し</p>

No.	法令	条文
3	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律	<p>（郵便局における事務の取扱い）</p> <p>第二条 地方公共団体は、次に掲げる当該地方公共団体の事務を、当該地方公共団体において取り扱うほか、次条第一項の規定により当該地方公共団体が指定した郵便局において取り扱わせることができる。</p> <p>一 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条第一項の規定に基づく同項の戸籍の謄本若しくは抄本若しくは戸籍に記載した事項に関する証明書若しくは同法第二百二十条第一項の磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下この号において「戸籍謄本等」という。）の交付（当該戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）又は同法第十二条の二において準用する同法第十条第一項の規定に基づく同法第十二条の二の除かれた戸籍の謄本若しくは抄本若しくは除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書若しくは同法第二百二十条第一項の磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下この号において「除籍謄本等」という。）の交付（当該除かれた戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る戸籍謄本等又は除籍謄本等の引渡し</p> <p>二 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十条の十の規定に基づく同条の証明書（以下この号において「納税証明書」という。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る納税証明書の引渡し</p> <p>三 外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）第四条の三第二項の規定に基づく同項の登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書（以下この号において「登録原票の写し等」という。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る登録原票の写し等の引渡し</p> <p>四 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項の規定に基づく同項の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（以下この号において「住民票の写し等」という。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る住民票の写し等の引渡し</p> <p>五 住民基本台帳法第二十条第一項の規定に基づく同項の戸籍の附票の写し（以下この号において「戸籍の附票の写し」という。）の交付（当該戸籍の附票に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る戸籍の附票の写しの引渡し</p> <p>六 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長とする。）が作成する印鑑に関する証明書（以下この号において「印鑑登録証明書」という。）の交付（当該印鑑登録証明書に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る印鑑登録証明書の引渡し</p>

No.	法令	条文
4	市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲等について	<p>2 別紙の窓口業務を民間事業者に取り扱わせる際の留意事項</p> <p>以下は窓口業務を民間事業者に取り扱わせる際の共通的な留意事項として示されたものです。</p> <p>（1）市町村の適切な管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間事業者に業務を取り扱わせる際には、市町村の適切な管理の確保に留意してください。具体的には、民間事業者が業務を実施する官署内に市町村職員が常駐し、不測の事態等に際しては当該職員自らが臨機適切な対応を行うことができる体制とすること等が考えられます。</li> <li>・ また、法律に基づく市町村長の判断行為、原簿（住民基本台帳、戸籍簿、学齢簿、犬登録原簿等）の管理等、市町村職員が自ら責任を持って実施すべき業務は確実に行ってください。</li> <li>・ なお、窓口業務の処理に関し、申請者等の住所等を確認するために住民基本台帳情報を使用し、又は処理のためのシステムを操作する場合に、受託した民間事業者にこれらを取り扱わせることは必ずしも否定されませんが、同様に市町村の適切な管理の確保に留意してください。</li> <li>・ 市町村職員が委託先職員に指揮命令して業務の処理を行わせたと認められる場合には契約形態にかかわらず労働者派遣にあたり、労働者派遣法に従わなければなりませんのでご注意ください。</li> </ul> <p>※民間事業者の取扱いが可能な業務については、次頁以降に記載</p>

## 3. 3 課題No.4-2「特定公共サービス」

「特定公共サービス」して規定されていないサービスについて、平成20年1月17日の内閣府 公共サービス改革推進室による通知「市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲等について」に記載。

No.	事項名	民間事業者の取扱いが可能な業務
1	住民異動届	<p>1 住民異動届の受付に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出人の確認、届出書の記載事項、添付書類の確認</li> </ul> <p>2 住民票の記載に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票の記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。</li> </ul> <p>3 転出証明書の作成に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転出証明書の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。</li> </ul> <p>4 転出証明書の引渡し業務</p> <p>5 その他、事実上の行為又は補助的業務</p> <p>※ ただし、住民基本台帳ネットワークシステムについては、民間事業者の取扱いは認められない。</p>
2	住民票の写し等の交付	<p>1 住民票の写し等の交付請求の受付に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・請求者の確認、請求書の記載事項、添付書類の確認</li> <li>・第三者（自己又は自己と同一の世帯に属する者以外の者）からの請求の受付も含む。</li> </ul> <p>2 住民票の写し等の作成に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票の写し等の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。</li> </ul> <p>3 住民票の写し等の引渡し業務</p> <p>4 その他、事実上の行為又は補助的業務</p> <p>※ ただし、住民基本台帳ネットワークシステムについては、民間事業者の取扱いは認められない。</p>
3	戸籍の附票の写しの交付	<p>1 戸籍の附票の写しの交付請求の受付に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・請求者の確認、請求書の記載事項、添付書類の確認</li> <li>・第三者（自己又は自己と同一世帯に属する者以外の者）からの請求の受付も含む。</li> </ul> <p>2 戸籍の附票の写しの作成に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍の附票の写しの作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。</li> </ul> <p>3 戸籍の附票の写しの引渡し業務</p> <p>4 その他、事実上の行為又は補助的業務</p>
4	地方税法に基づく納税証明書の交付	<p>以下の事実上の行為又は補助的な作業については、別途発出する通知に従い、市町村の適切な管理のもと（庁舎内）において、個人情報保護に留意しつつ、民間事業者に取り扱わせること。</p> <p>1 証明書の交付請求の受付に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・請求者の確認、請求書の記載事項の確認</li> </ul> <p>2 証明書の作成に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・証明書の作成及び作成に係る端末の入出力の操作</li> </ul> <p>3 証明書の引渡し業務</p> <p>4 その他、事実上の行為又は補助的業務</p>

No.	事項名	民間事業者の取扱いが可能な業務
		<p>※ 証明書の作成に係る端末の入出力については、守秘性の高い税務システムを操作することから証明書作成に限定したアクセスに制限する等の策を講じる必要がある。</p>
5	戸籍の届出	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 戸籍の各届出の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出人の確認、届書の記載事項、添付書類の確認</li> </ul> </li> <li>2 戸籍の記載に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍の記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。</li> </ul> </li> <li>3 その他、事実上の行為又は補助的業務</li> </ol>
6	戸籍謄抄本等の交付	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 戸籍謄抄本等の交付請求の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・請求者の確認、請求書の記載事項、添付書類の確認</li> <li>・第三者（本人、配偶者、直系尊属及び直系卑属以外の者）からの請求の受付も含む。</li> </ul> </li> <li>2 戸籍謄抄本等の作成に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍の謄抄本等の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。</li> </ul> </li> <li>3 戸籍謄抄本等の引渡し業務</li> <li>4 その他、事実上の行為又は補助的業務</li> </ol>
7	外国人登録原票記載事項証明書等の交付	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 外国人登録原票記載事項証明書等の交付請求の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・請求者の確認、請求書の記載事項、添付書類の確認</li> <li>・本人以外(代理人及び同居の親族)からの請求の受付も含む。</li> </ul> </li> <li>2 外国人登録原票記載事項証明書等の作成に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人登録原票記載事項証明書の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。</li> </ul> </li> <li>3 外国人登録原票記載事項証明書等の引渡し業務</li> <li>4 その他、事実上の行為又は補助的業務</li> </ol> <p>※ 1～4の業務に関し、外国人登録原票記載事項証明書の作成に必要な基本的項目（「氏名」、「出生の年月日」、「男女の別」、「国籍」、「在留の資格」、「在留期間」、「居住地」、「世帯主の氏名」及び「世帯主の続柄」）に限り民間事業者の取扱いを可能とする。</p> <p>なお、個別の事案について、本件取扱いに対し更に助言を必要とする場合には、法務省入国管理局登録管理官に助言を求めることとして差し支えない。</p>
8	転入（転居）者への転入学期日及び就学すべき小・中学校の通知 （教育委員会から市町村に事務委任されている場合）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学齢簿への記載に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学齢簿への必要事項の記入のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。</li> </ul> </li> <li>2 入学すべき小・中学校等の保護者への通知文書の作成に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・通知文書への必要事項の記入のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。</li> </ul> </li> <li>3 入学すべき小・中学校等の保護者への通知文書の引き渡し業務</li> <li>4 その他、事実上の行為又は補助的業務</li> </ol>
9	埋葬・火葬許可	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 埋葬・火葬許可申請書の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者の確認、申請書の記載事項、添付書類の確認</li> </ul> </li> <li>2 埋葬・火葬許可証の作成に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・埋葬・火葬許可証の作成のみならず電算化されている場合には、端末の入出力</li> </ul> </li> </ol>

No.	事項名	民間事業者の取扱いが可能な業務
		<p>の操作を含む。</p> <p>3 埋葬・火葬許可証の引渡し業務</p> <p>4 その他、事実上の行為又は補助的業務</p>
10	国民健康保険関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付	<p>1 各種届出書・申請書の受付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出者・申請者の確認、届出書・申請書の記載事項及び添付書類の確認</li> </ul> <p>2 被保険者台帳等への記載に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者台帳等への記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。</li> </ul> <p>3 被保険者証等の作成に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者証等の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。</li> </ul> <p>4 被保険者証等の引渡し業務</p> <p>5 その他、事実上の行為又は補助的業務</p> <p>※ 現行法上委託することが可能な範囲については、「「公共サービス改革基本方針」の改定（国民健康保険関係の窓口業務及び国民健康保険料等の徴収業務の民間委託に関する留意事項）について」（平成19年3月28日付け老介発第0328001号・保国発第0328002号厚生労働省老健局介護保険課長及び保険局国民健康保険課長連名通知）においてすでに整理しているところであるが、今回の再整理に伴い民間事業者に委託することが可能とされた業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、上記通知の修正箇所とあわせて再度お示しする予定であるので、詳細はこれにより了知されたい。</p>
11	老人医療関係の各種届出書・申請書の受付及び受給者証等の交付	<p>1 各種届出書・申請書の受付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出者・申請者の確認、届出書・申請書の記載事項及び添付書類の確認</li> </ul> <p>2 受給者台帳等への記載に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受給者台帳等への記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。</li> </ul> <p>3 受給者証等の作成に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受給者証等の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。</li> </ul> <p>4 受給者証等の引渡し業務</p> <p>5 その他、事実上の行為又は補助的業務</p> <p>※ 現行法上委託することが可能な範囲については、「「公共サービス改革基本方針」の改定（老人医療関係の窓口業務の民間委託に関する留意事項）について」（平成19年3月30日付け保総発第0330007号厚生労働省保険局総務課長通知）においてすでに整理しているところであるが、今回の再整理に伴い民間事業者に委託することが可能とされた業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、上記通知の修正箇所とあわせて再度お示しする予定であるので、詳細はこれにより了知されたい。</p>
12	介護保険関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付	<p>1 各種届出書・申請書の受付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出者・申請者の確認、届出書・申請書の記載事項及び添付書類の確認</li> </ul> <p>2 被保険者台帳等への記載に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者台帳等への記載のみならず、電算化されている場合には、端末への入出力の操作を含む。</li> </ul> <p>3 被保険者証等の作成に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者証等の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。</li> </ul> <p>4 被保険者証等の引渡し業務</p> <p>5 その他、事実上の行為又は補助的業務</p>

No.	事項名	民間事業者の取扱いが可能な業務
		<p>※ 民間事業者に委託することが可能となる業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について別途お示しする予定であるので、詳細はこれにより了知されたい。</p>
13	国民年金被保険者の資格の取得及び喪失並びに種別の変更に關する事項並びに氏名及び住所の変更に關する事項の届出の受理	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 届出書の受付に關する業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出者の確認、届出書の記載事項、添付書類の確認</li> </ul> </li> <li>2 受付処理簿に記載する業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・受付処理簿に記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。</li> </ul> </li> <li>3 届出書の報告・送付に關する業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出書の件名ごとに区分、送付書の作成、書類の送付</li> </ul> </li> <li>4 その他、事実上の行為又は補助的業務</li> </ol>
14	妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 妊娠届の受付に關する業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出者の確認、届出書の記載事項の確認、添付書類の確認</li> </ul> </li> <li>2 母子健康手帳の引渡し業務</li> <li>3 その他、事実上の行為又は補助的業務</li> </ol> <p>※ 母子保健法に基づく保健指導等の適切な実施を図るため、妊娠届を受理した際には、すべてのケースを保健師につなぎ、保健師がすべてのケースを把握すること。</p>
15	飼い犬の登録	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 飼い犬の登録に關する申請の受付に關する業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者の確認、申請書の記載事項の確認</li> </ul> </li> <li>2 原簿への記載 <ul style="list-style-type: none"> <li>・原簿への記載のみならず電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。</li> </ul> </li> <li>3 犬鑑札の引渡し業務</li> <li>4 その他、事実上の行為又は補助的業務</li> </ol>
16	狂犬病予防注射済票の交付	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 狂犬病予防注射済票の交付に關する受付業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・狂犬病予防注射済証等の確認（交付及び再交付に際し、申請書の提出を求めている場合は、申請者の確認、記載事項の確認を含む。）</li> </ul> </li> <li>2 狂犬病予防注射済票の引渡し業務</li> <li>3 その他、事実上の行為又は補助的業務</li> </ol>
17	児童手当の各種請求書・届出書の受付	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童手当の各種請求書・届出書の受付に關する業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・請求人の確認、請求書の記載事項、添付書類の確認</li> </ul> </li> <li>2 受給者台帳等への記載に關する業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・受給者台帳等への記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。</li> </ul> </li> <li>3 通知書等の作成に關する業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定通知書、却下通知書等の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力を含む。</li> </ul> </li> <li>4 通知書等の送付に關する業務</li> <li>5 その他、事実上の行為又は補助的業務</li> </ol>
18	精神保健及び精神障害者福祉に關する法律に基づく精神障害者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 精神障害者保健福祉手帳交付申請書の受付に關する業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者の確認、申請書の記載事項、添付書類の確認</li> <li>・本人以外（保護者等）からの申請の受付も含む。</li> </ul> </li> <li>2 精神障害者保健福祉手帳の引渡し業務</li> </ol>

No.	事項名	民間事業者の取扱いが可能な業務
	保健福祉手帳の交付（市町村の経由事務）	<p>3 その他、事実上の行為又は補助的業務</p> <p>※ 精神障害者保健福祉手帳の交付は、都道府県（指定都市）の事務であるが、上記業務については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条の2に基づき、市町村を経由して行うこととされている。</p>
19	身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付（市町村の経由事務）	<p>1 身体障害者手帳交付申請書の受付に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者の確認、申請書の記載事項、添付書類の確認</li> <li>・本人以外（保護者等）からの申請の受付も含む。</li> </ul> <p>2 身体障害者手帳の引渡し業務</p> <p>3 その他、事実上の行為又は補助的業務</p> <p>※ 身体障害者手帳の交付は、都道府県（指定都市及び中核市）の事務であるが、上記業務については、身体障害者福祉法施行令第4条に基づき、市町村を経由して行うこととされている。</p>
20	療育手帳の交付（市町村の経由事務）	<p>1 療育手帳交付申請書の受付に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者の確認、申請書の記載事項、添付書類の確認</li> <li>・本人以外（保護者等）からの申請の受付も含む。</li> </ul> <p>2 療育手帳の引渡し業務</p> <p>3 その他、事実上の行為又は補助的業務</p> <p>※ 療育手帳の交付は、都道府県（指定都市）の事務であるが、上記業務については、療育手帳制度要綱第5の1に基づき、市町村を経由して行うこととされている。</p>
21	自動車臨時運行許可	<p>1 自動車臨時運行許可申請書の受付に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者の確認、申請書の記載事項、添付書類の確認</li> </ul> <p>2 自動車臨時運行許可証の作成に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車臨時運行許可証の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。</li> </ul> <p>3 自動車臨時運行許可証の引渡し及び臨時運行番号標の貸与業務</p> <p>4 自動車臨時運行許可証及び臨時運行番号標の返納の受付業務</p> <p>5 自動車臨時運行許可証及び臨時運行番号標の返納がない場合における督促に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話等による催告業務</li> </ul> <p>6 その他、事実上の行為又は補助的業務</p>

## 3. 4 課題No.6-1 根拠法令

No.	法令	条文
1	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	<p>別表（第二条関係）</p> <p>一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業</p> <p>二 文化及び芸術の振興を目的とする事業</p> <p>三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業</p> <p>四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業</p> <p>五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業</p> <p>六 公衆衛生の向上を目的とする事業</p> <p>七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業</p> <p>八 勤労者の福祉の向上を目的とする事業</p> <p>九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業</p> <p>十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業</p> <p>十一 事故又は災害の防止を目的とする事業</p> <p>十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業</p> <p>十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業</p> <p>十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業</p> <p>十五 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業</p> <p>十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業</p> <p>十七 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業</p> <p>十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業</p> <p>十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業</p> <p>二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業</p> <p>二十一 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業</p> <p>二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業</p> <p>二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの</p>

No.	法令	条文
2		<p>(公益認定)</p> <p>第四条 公益目的事業を行う一般社団法人又は一般財団法人は、行政庁の認定を受けることができる。</p> <p>(公益認定の基準)</p> <p>第五条 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。</p> <p>一 公益目的事業を行うことを主たる目的とするものであること。</p> <p>二 公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。</p> <p>三 その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の政令で定める当該法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。</p> <p>四 その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令で定める者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人に対し、当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。</p> <p>五 投機的な取引、高利の融資その他の事業であつて、公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくないものとして政令で定めるもの又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないものであること。</p> <p>六 その行う公益目的事業について、当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること。</p> <p>七 公益目的事業以外の事業（以下「収益事業等」という。）を行う場合には、収益事業等を行うことによって公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>(以下略)</p>
3	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	<p>(報告及び検査)</p> <p>第二十七条 行政庁は、公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、内閣府令で定めるところにより、公益法人に対し、その運営組織及び事業活動の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該公益法人の事務所に立ち入り、その運営組織及び事業活動の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>

No.	法令	条文
4	特定非営利活動促進法	<p>（設立の認証）</p> <p>第十条 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、内閣府令（前条第二項の特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に係る場合にあつては、都道府県の条例。第二十六条第三項、第四十四条第二項、第四十四条の二及び第四十四条の三を除き、以下同じ。）で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。</p> <p>一 定款</p> <p>二 役員に係る次に掲げる書類</p> <p>イ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）</p> <p>ロ 各役員が第二十条各号に該当しないこと及び第二十一条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本</p> <p>ハ 各役員の住所又は居所を証する書面として内閣府令で定めるもの</p> <p>三 社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面</p> <p>四 第二条第二項第二号及び第十二条第一項第三号に該当することを確認したことを示す書面</p> <p>五 設立趣旨書</p> <p>六 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本</p> <p>七 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書</p> <p>八 設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書</p>
5		<p>（報告及び検査）</p> <p>第四十一条 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。</p> <p>4 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>

## 3. 5 申請・届出の根拠法令等

#	手続		根拠法令等	条文
	No.	手続名		
1	①	妊娠届	母子保健法第十五条	<p>(妊娠の届出)</p> <p>第十五条 妊娠した者は、厚生労働省令で定める事項につき、速やかに、保健所を設置する市又は特別区においては保健所長を経て市長又は区長に、その他の市町村においては市町村長に妊娠の届出をするようにしなければならない。</p> <p>(母子健康手帳)</p> <p>第十六条 市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。</p>
2			母子保健法施行規則 第三条	<p>(妊娠の届出)</p> <p>第三条 法第十五条 の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 届出年月日</p> <p>二 氏名、年齢及び職業</p> <p>三 居住地</p> <p>四 妊娠月数</p> <p>五 医師又は助産師の診断又は保健指導を受けたときは、その氏名</p> <p>六 性病及び結核に関する健康診断の有無</p>
3	②	出生届	戸籍法第四十九条	<p>第四十九条 出生の届出は、十四日以内（国外で出生があったときは、三箇月以内）にこれをしなければならない。</p> <p>○2 届書には、次の事項を記載しなければならない。</p> <p>一 子の男女の別及び嫡出子又は嫡出でない子の別</p> <p>二 出生の年月日時分及び場所</p> <p>三 父母の氏名及び本籍、父又は母が外国人であるときは、その氏名及び国籍</p> <p>四 その他法務省令で定める事項</p> <p>○3 医師、助産師又はその他の者が出産に立ち会った場合には、医師、助産師、その他の者の順序に従ってそのうちの一人が法務省令・厚生労働省令の定めるところによって作成する出生証明書を届書に添付しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。</p>
4			戸籍法施行規則 第五十五条	<p>第五十五条 戸籍法第四十九条第二項第四号 の事項は、左に掲げるものとする。</p> <p>一 世帯主の氏名及び世帯主との続柄</p> <p>二 父母の出生の年月日及び子の出生当時の父母の年齢</p> <p>三 子の出生当時の世帯の主な仕事及び国勢調査実施年の四月一日から翌年三月三十一日までに発生した出生については、父母の職業</p> <p>四 父母が同居を始めた年月</p>

#	手続		根拠法令等	条文
	No.	手続名		
5			<p>出生証明書の様式等を定める省令 第一条</p>	<p>第一条 医師、助産師又はその他の出産立会者が戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第四十九条第三項の規定により作成する出生証明書には、次の事項を記載し、記名押印又は署名をしなければならない。</p> <p>一 子の氏名及び性別 二 出生の年月日時分 三 出生の場所及びその種別（病院、診療所又は助産所で出生したときは、その名称を含む。） 四 体重及び身長 五 単胎か多胎かの別及び多胎の場合には、その出産順位 六 母の氏名及び妊娠週数 七 母の出産した子の数 八 出生証明書作成の年月日 九 出生証明書を作成した医師、助産師又はその他の立会者の住所</p>

#	手続		根拠法令等	条文
	No.	手続名		
6	③	児童手当申請	児童手当法施行規則 第一条	<p>（認定の請求）</p> <p>第一条 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下「法」という。）第七条の規定による児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求は、様式第一号による請求書を市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）に提出することによって行わなければならない。</p> <p>2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 支給要件児童のうち受給資格者の住所地の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域外に住所を有する児童があるときは、当該児童の属する世帯の全員の住民票の写し</p> <p>二 受給資格者が支給要件児童のうちその子である児童と同居しないでこれを監護し、かつ、これと生計を同じくする者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類</p> <p>三 受給資格者が支給要件児童のうち父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類</p> <p>四 受給資格者がその年（一月から五月までの月分の児童手当については、前年とする。）の一月一日において住所地の市町村の区域内に住所を有しなかつたときは、受給資格者の前年の所得（一月から五月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。）につき、所得の額（児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号。以下「令」という。）第二条及び第三条の規定によって計算した所得の額をいう。以下同じ。）を明らかにすることができる市町村長の証明書、法第五条第一項に規定する扶養親族等及び令第一条に規定する老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の有無及び数についての当該市町村長の証明書</p> <p>五 法第五条第一項に規定する児童があるときは、当該事実を明らかにすることができる書類</p> <p>六 受給資格者が被用者（法第十八条第一項に規定する被用者をいう。）であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類</p> <p>3 法附則第七条第五項において準用する法第七条第一項の認定を受けている者に係る法第七条の規定による児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求は、第一項の規定にかかわらず、様式第二号による請求書を市町村長に提出することによって行わなければならない。</p> <p>4 前項の請求書には、児童手当の支給の原因となる児童に係る第二項第一号から第三号までに掲げる書類を添えなければならない。</p>

#	手続		根拠法令等	条文
	No.	手続名		
7	④	国民健康保険加入	国民健康保険法 第九条	<p>（届出等）</p> <p>第九条 被保険者の属する世帯の世帯主（以下単に「世帯主」という。）は、厚生労働省令の定めるところにより、その世帯に属する被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない。</p> <p>12 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二條から第二十四條まで又は第二十五條の規定による届出があつたとき（当該届出に係る書面に同法第二十八條の規定による付記がされたときに限る。）は、その届出と同一の事由に基づく第一項又は第九項の規定による届出があつたものとみなす。</p>
8			国民健康保険法施行規則 第二条	<p>（資格取得の届出）</p> <p>第二条 市町村の区域内に住所を有するに至ったため、被保険者の資格を取得した者があるときは、その者の属する世帯の世帯主は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。</p> <p>一 被保険者の資格を取得した者の氏名、性別、生年月日、世帯主との続柄、現住所及び従前の住所並びに職業</p> <p>二 資格取得の年月日及びその理由</p> <p>三 その世帯に既に被保険者の資格を取得している者がある場合にあつては、その旨及び被保険者証の記号番号（その世帯の世帯主に被保険者証が交付されず、被保険者資格証明書が交付されているときは、その旨及び被保険者資格証明書の記号番号、その世帯主に被保険者証及び被保険者資格証明書が交付されているときは、その旨及び被保険者証の記号番号。以下同じ。）、その世帯に被保険者の資格を取得している者がいない場合にあつては、その旨</p> <p>四 市町村の区域内に住所を有するに至ったため、世帯主となった者（当該市町村の区域内に住所を有するに至った日の前日において、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号。以下「令」という。）第二十九條の七第二項第九号イに規定する特定同一世帯所属者（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による特定同一世帯所属者を含み、以下「特定同一世帯所属者」という。）が属する世帯の世帯主であつた者に限る。）と当該特定同一世帯所属者が同一の日に当該市町村の区域内に住所を有するに至った場合には、その旨</p> <p>2 前項第四号の場合にあつては、同項の届出は、従前の住所を有した市町村により交付された特定同一世帯所属者である旨を証明する書類（以下「特定同一世帯所属者証明書」という。）を提示して行わなければならない。</p>
9			国民健康保険法施行規則 第十五条	<p>（届書の記載事項等）</p> <p>第十五条 第二条、第三条、第五条、第五条の二、第五条の四、第五条の八、第五条の九及び第八条から第十三条までの届書には、届出人の氏名、住所及び届出年月日を記載しなければならない。ただし、第二条及び第三条の届書には、その世帯に被保険者の資格を取得している者がいない場合にあつては、届出人の住所及び届出年月日を記載し、記名押印又は署名しなければならない。</p>

#	手続		根拠法令等	条文
	No.	手続名		
10	⑤	出産一時金申請	国民健康保険法 第五十八条	第二節 その他の給付 第五十八条 保険者は、被保険者の出産及び死亡に関しては、条例又は規約の定めるところにより、出産育児一時金の支給又は葬祭費の支給若しくは葬祭の給付を行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる。 2 保険者は、前項の保険給付のほか、条例又は規約の定めるところにより、傷病手当金の支給その他の保険給付を行うことができる。
11			北九州市国民健康保険条例施行規則 第4条	(出産育児一時金の支給) 第4条 世帯主は、条例第7条の規定による出産育児一時金の支給を受けようとするときは、申請書に出産を証明する書類を添えて区長に提出しなければならない。
12	⑦	保育所入所申込	児童福祉法 第二十四条 第2項	第二十四条 ○2 前項に規定する児童について保育所における保育を行うこと（以下「保育の実施」という。）を希望する保護者は、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する保育所その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を市町村に提出しなければならない。この場合において、保育所は、厚生労働省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わって行うことができる。
13			児童福祉法施行規則 第二十四条	第二十四条 法第二十四条第二項（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。）第十三条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する厚生労働省令の定める事項は、次のとおりとする。 一 法第二十四条第一項の規定による保育の実施（以下単に「保育の実施」という。）を希望する保護者の氏名、居住地、生年月日及び職業 二 保育の実施に係る児童の氏名及び生年月日 三 保育の実施を希望する理由 ○3 前項の申込書には、法第五十六条第三項の規定により徴収する額の決定のために必要な事項に関する書類を、就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えられた法第二十四条第二項前段に規定する申込書には、就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えられた法第五十一条第四号に規定する保育料額の算定又は就学前保育等推進法第十三条第四項の規定による保育料の決定のために必要な事項に関する書類を添えなければならない。
14			北九州市保育の実施に関する条例施行規則 第2条	(入所の申込み) 第2条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第24条第2項の申込書は、保育所入所申込書(第1号様式)によるものとする。